

文教福祉常任委員会会議録

〔令和 8 年 3 月定例会〕

3 月 6 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和8年3月6日（金） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議 案 第 7 号	筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策課	3
	議 案 第 8 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策課	11
	議 案 第 9 号	筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	こども政策課	16
	議 案 第 12 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育課	22
	議 案 第 30 号	令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について	学校教育課	23
	議 案 第 13 号	前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について	文化財課	30
	議 案 第 10 号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	生活福祉課	32
	議 案 第 34 号	令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について	生活福祉課	34
	議 案 第 11 号	筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	38
	議 案 第 21 号	令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	高齢者支援課	41
	議 案 第 31 号	令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について	高齢者支援課	45
	所管事務 報 告	高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について	高齢者支援課	50
	所管事務 報 告	外部評価結果報告について	高齢者支援課	53
	陳情・要望等 第 7 号	予防接種後副反応疑い報告書（写し）を接種者等に送付することに関する陳情書	健康推進課	57
	陳情・要望等 第 2 号	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	健康推進課	61
	所管事務 報 告	高齢者肺炎球菌定期接種の実施について	健康推進課	63
	所管事務 報 告	筑紫野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	健康推進課	66

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和8年3月6日（金） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務 報 告	暮らしの困りごと相談窓口の新規事業について	保護課	68
	所管事務 調 査	第二次筑紫野市地域福祉計画の実績について	生活福祉課	71
	所管事務 報 告	教職員駐車場の有料化について	教育政策課	78
	所管事務 報 告	筑紫野市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検 の実施状況について	学校教育課	87
	所管事務 調 査	インクルーシブ教育について	学校教育課	95

令和8年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 文教福祉常任委員会

○日 時

令和8年3月6日（金）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 坂口 勝彦
委員 上村 和男
委員 白石 卓也
委員 赤司 祥一

副委員長 春口 茜
委員 高原 良視
委員 古賀 新悟

○欠席委員（0名）

○議長（1名）

原口 政信

○傍聴議員（9名）

議員 辻本 美恵子
議員 宮崎 吉弘
議員 段下 季一郎
議員 檜木 孝一
議員 吉村 陽一

議員 西村 和子
議員 山本 加奈子
議員 八尋 一男
議員 佐々木 忠孝

○出席説明員（23名）

健康福祉部長 坂田 浩章
高齢者支援課長補佐 真鍋 美香子
指定指導担当係長 平嶋 亮
障がい者福祉担当係長 山内 徳章
健康推進課長 毛利 早希
健康推進担当係長 河本 多恵子
保護1担当係長 菅本 貴之

高齢者支援課長 谷 昌義
介護保険担当係長 荒尾 正
生活福祉課長 虫 明しのぶ
地域福祉担当係長 山崎 健太郎
健康企画担当係長 松尾 美琴
保護課長 中島 友子
保護2担当係長 小山 誠二

教 育 部 長	濱 崎 博 文
庶務担当係長	末 次 勝 也
学校教育担当係長	中 村 淳 二
文化財課長	小鹿野 亮
こども部長	嘉 村 千 穂
保育担当係長	御手洗 唯

教育政策課長	亀 井 美 和
学校教育課長	江 中 誠
教育指導担当係長	山 下 勝
保存活用担当係長	川 口 陽 子
こども政策課長	岡 嶋 桐 子

○出席事務局職員（３名）

局 長	荒 金 達
主 任	本 間 俊 充

課 長	高 木 美智子
-----	---------

開会 午前10時00分

○委員長（坂口勝彦君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に9名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告しておきます。

では、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等お持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件について、ほか2件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議案第7号、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

嘉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

嘉村部長。

○こども部長（嘉村千穂君） おはようございます。こども部の嘉村でございます。

本日は、議案3件について御説明をいたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

こども政策課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 皆さん、おはようございます。こども政策課長の岡嶋です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当係長（御手洗 唯君） こども政策課保育担当の係長をしております御手洗です。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

それでは、本件について、執行部から説明をお願いします。

岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、提案内容補足説明書の41ページをお開きください。

今回の改正は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日から全国の自治体で実施されるところですが、本市におきましても、公立保育所において事業を実施することから、事業についての規定をする必要があるため、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正するものです。

続いて、42ページ、新旧対照表を御覧ください。

このことから、第5条、第6条を新設し、乳児等通園支援事業を実施すること、また、利用料を徴収することに係る内容を定めております。具体的な利用料金につきましては、施行規則において定めることとしております。

また、幼児等通園支援事業に係る現在の状況につきましては、議案第9号において説明を予定しております。

施行日は令和8年4月1日からとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） この実施に伴って、それを推進していく体制をどのように考えておられるのか。今でも保育士が足りないと言われている中ですから、そのための増員とか、そのための手だてを執行部としてはどういうふうにお考えになっているのか。そして、それは、実施に伴って、充足した下でやられるように見通しが立っているのかどうかをお伺いします。

○委員長（坂口勝彦君） 岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 今、御質問にありました体制についてでございますけれども、筑紫野市においては、予定をしている5園につきまして、全て一般型で実施をする見込みとなっておりますので、そのために保育士を必ず雇用するよう体制を取っております。そのため、公立は別ですけれども、私立保育所におきましては、市独自の補助金として、運営費、保育士を雇うための基礎額の最低基準の賃金を、補助金制度として、令和8年度から設ける予定にしております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 私が聞いたもう一つで、ちゃんとそれは充足するように見通しが立っていますかというのを聞いているんですね。体制をこういうふうにしようと思っというまでは、それはそうしておかないと議論のしようもありませんから。ただ、それが、充足している見通しが立っているかと。もう3月中旬ですから、4月からというのなら、そういう体制を整えているかというときは、それが充足する見通しが立っているかと。これだけの応募があつて、これだけ採用することになっていますというところまでいっていますかということですから、ちゃんと答えてくださいね。その見通しが立っていないければ、そういういいかげんなことは、議論するのはいかがかと思っているので。どうぞ。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 昨年度より保育士を募集しておりまして、4月1日から始められるというところで人材確保の見通しは整っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） 昨年から募集しています。だから、もう充足していると、見通しが立っていますということなのか、見通しはまだ立っていないが今一生懸命やっていますということなのか。どっちなんですか。整っていないなら、頑張ってくださいねと言うしかないし、整っていく見通しが無いということならば、何か新たな手だてを考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。ここの委員会で議論されるということは、そういう手だても含めて、じゃあ、みんなで考えないといけませんかね、議会は、というふうになりますので、予算が足りなければ予算を増額せいかんとやないととかね、あるいは、保育士確保のための優遇措置をどうしたらいいかみたいなことを提案してもらるか、こっちで議論をして、補正を組まないかんめえもんというふうになるのか。そんなことの判断のために聞いているので、ぜひ、見通しが立っていないなら、今のところまだ立っていないが一生懸命水面下で動いておりますというのなら、それはそれですから、ちゃんと答えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 御心配いただきまして、ありがとうございます。見通しは立っております、確保の予定は立っております。ただ4月1日から採用の方もいらっしゃると思いますので、こども誰でも通園制度についての研修は、今いる体制の中で行ってお

りまして、順次、研修を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかに質疑のある方ありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ここで質問するのがいいか分からないんですけども、地域限定保育士、規定を追加されるとあるんですけども、この地域限定保育士は、いわゆる保育士の資格を持たない人ですかね、が、認定を受けて、保育士の仕事をするという部分とっているんですけど、この人はどういう人なんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 地域限定保育士につきましては、次の議案第8号にはなりますが、ここでもお答えしてもよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか、次で。

○委員（古賀新悟君） はい。次でいいです。次のときに質問します。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 次で。分かりました。ありがとうございます。

○委員（高原良視君） ちょっといいかね。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 説明のときね、ほら、上村委員が質問されたやない。そういったときに、不足分というか今度増える分は、新年度予算の中でちゃんと手当てして、今度提案をしておりますとか、そういう言い方されたほうが分かりやすかったのかなと思います。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） はい。ありがとうございます。以後注意いたします。

○委員長（坂口勝彦君） もう1回言い直してもらわんでいいですか。いいですかね。

上村委員。

○委員（上村和男君） 待機児童問題が解決していないというふうに私は認識しているんですけども。その理由が保育士が足りないということになっているので。このこども誰でも通園制度の分はこうやって充足していますと。そうすると本来の保育事業の人員はもう充足しているんですね。

いや、私は、これは何か国が決めて追加事業のようになっているので、その前の本体の保育事業は体制が整っているのかという、さんざん議論になっているところですから、そこまで少し示していただかないと不安になるなというか。議会として「うん」というのは言いにくいところがありますので、そのところも、この議題ではありませんが、関連し

ていますので、答えられれば答えていただいて。答えられなければまたどこか別のところでやってもいいですから。予算のときにやってもいいです。予算が足りないからだということになれば、予算増額の補正を組めば、誰が組むのか、執行部が提案し直すか、委員会でやるか、そういうことになるのかなと予測しながら。いつになったら待機児童ゼロを実現できるのかという思いがあるものですから、お尋ねするところです。

○委員長（坂口勝彦君）　ありがとうございます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君）　いろいろ御心配いただいております、すみません。ありがとうございます。

まず、待機児童の課題ですが、こちらとしても非常に大きい課題だと捉えております。私立につきましては、せんだってから申し上げているような人材確保の対策、今年度からは就労支援金の交付、それから奨学金返済の支援ということで、補助金を同じくつけております。公立に関しましては、給与の改定等を行いながら、保育士にとって手を挙げやすいというか、筑紫野市に来ていただけるような対策に努めているところでございます。

上村委員が気にしていただいている予算の増額というところなんです、こちらにつきましては、令和7年度につきましてもその中で収まっておりまして、令和8年度も同様につけていただいておりますので、あとは今行っている人材確保をできるだけ広く多くに周知をして、筑紫野市に来ていただけるように私たちが努力しなければいけないと思っております。

肝腎の今回のこども誰でも通園制度ですけれども、こちらも保育所と同じように、市独自のやるかやらないかが選べる事業ではなくて、全国で必ずしなければいけない給付制度でございますので、保育所の事業とは別に設けるような形で動かさせていただいております。

なので、今回、公立の保育所の設置条例にはなりますので、公立に限った話になりますと、私立でも同じですけれども、どちらも保育所の運営とは別に設けているところです。公立に至りましては、一時保育と一緒にというか、別に面積は設けますけれども、スタッフを一人兼ねるという形でしておりますので、そういったところで運営ができるように思っております。そのための人材確保を今しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　副委員長。

○副委員長（春口　茜君）　一般の保育士の募集要件と今のこども誰でも通園制度の保育

士の働き方とか、どんなふうに違うのか教えていただいていいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 保育所に勤務する保育士においても、正規職員からパート時間まで様々ございますので、正規ではございませんけれども、会計年度任用職員という形で任用するということで募集をかけさせていただきました。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

○副委員長（春口 茜君） 時間帯とかは子どもたちに合わせて働くのか、それとも何時から何時までと決まっていて働かれるのか。こども誰でも通園制度のほうが。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 会計年度任用職員のフルタイムという形で任用しております。こども誰でも通園制度は、保育所と同じように、子どもがいるかいないかに関わらずその一定時間配置をしておかなければいけませんので、公立においては、通常の保育所勤務のフルタイムと同じような任用形態となります。

○副委員長（春口 茜君） そしたら、一般の保育士にその人たちが入らなかった理由とあって何かあったりするんですかね。働き手はどちらも選べると思うんですけど、そっちを選んだ理由とかが何かあったりするんですか。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 今回、フルタイムの保育士を募集した際に、保育所勤務とそれからこども誰でも通園制度の勤務と分けて募集はしておりませんで、ひっくるめて募集をした中で、あと保育所の裁量で勤務を割り当てていくということで予定しております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 3月中に大体みんな保留というか、保育所に入りたいという人、保留通知がずっと来ると市民の中から話があつてまして、ということは、希望にかなわない人たちがいますということなんですね。何人ぐらいいるのかよう分からないので、ここで聞くよりも予算のときに聞いたほうがいいのかと。みんなそこで構えていますので、予算のときに出て、きっと増額補正が必要ですとか、あるいは手の打ちようがありませんと執行部が言えば、人員と財政の裏づけがあればやりようがありますと、あるいは、よその自治体ではこういうやり方をして人員を確保し運営に当たっているところもあるやに聞きますと、よってそういうことを検討する必要があると思っていますぐらいの答弁があると、今ではなくてもいいですよ。予算のときは必ず出るということだけは私は予告を受けていますので。あなたたちもうね、聞き及んでいると思いますので、長く待機児童問題は議論をされていて、本当は重点的な施策の一つのはずなんですよ。だから、そのために必要な予算措置を取ったらと議会が言われると、執行部が提案しなかったからなどというのは、もう言い訳は通じなくなるので、議会をして、補正の増額予算をね、補正として提出するかどうかということが瀬戸際になっていると。何年もかかっているんですよ。

だから、このまま放置したのは、執行部の責任というだけではなくて、その予算を審査した議会にもあるのではないかという矛先がこっちに向かってきていますから、責任もありますので、きちっとした議論をしたいと思っていますので、予告編ですが、予算のときにそれを議論するか、今、実情が分かるならば、示していただきたいと思うんですね。要するに、保留にしなきゃならないほど人は足りないんですか。それとも、もともと定数が足りないんですか。

どこかでは、よく聞けば、審査資料の中に、資料要求の中にどれくらい定数があつて、何人希望があつて、職員が何人おつて、何人足りないみたいなのは実情として資料要求されていますから、出てくると思うんですね。ですから、そこで議論しても構わないんですが、令和7年度で、ある程度してきて、準備をして、その必要な予算は令和8年度予算の中に含まれているはずですから。それがどうも、保留がどれくらい出たか分かりませんがいっぱいありそうだと。なぜだと。それは十分でなかったということですから、どういう施策が必要なんですか、どういう研究をしましたかというふうに。これ予告編ですからね。自分たちは一生懸命やりたいんですけど、金が足りないのので何とかしてくださいと言えばやりようはあるかなと思っていますので。どこかでは解決するための具体的な施策を議論し、結論を得て、次の令和8年度予算あるいは令和8年度の保育事業の施策の中に具体策

が提起されないといけないなと思っていますので、とても厳しい状況に、執行部も置かれていると思いますが、議会もそういう瀬戸際に立たされておりますので、一緒に考えていきたいなと思っていますので、今の時点で言えることがあったら言っていただいて、なければなしでいいです。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、上村議員が言われている部分は、待機児童が出ている原因は財政的なものだという言い方をされましたけど、実際そういう部分で、我々議会は、財政が不足しとるから待機児童が発生しているというような決め方じゃないでしょう。議論の中で。

○委員（上村和男君） 私は具体的な施策が必要だと、ここまで来たらね。そのための予算措置も必要だという意味で申し上げているんですよ。誰か研究して、こういうことができればいいなと思っていることがあれば、それに必要な予算を補正でも出すべきではないのか。予算措置。財政的な裏づけがない施策は絵に描いた餅にしかないと思いますので。

○委員（高原良視君） じゃあ、实际的にね、施策の部分で議論をね、それは当然ながらこの委員会が議論せないかとやろうけどさ、議会の中で議論をして、こういうものでいくという部分は、いろいろ言葉ではね、世間一般的な論議しかされていないのにね、その部分の中で、財政が増やしたら、増額したらどうのこうのとかいう部分にはつながらないんじゃないかなと私は思うんですが、議会の責任だと聞こえてきているということですが、そんなにまでなと思いつつ。認識の違いでしょうけど。

○委員（上村和男君） いや、私は、申し上げておきますと、もう数か年というか、続いているんですよ。数か年続いている。待機児童問題は解決してないんですよ。マスコミに報道されて、九州で一、二位とか言われたり、日本一待機児童が多いとか言われているみたい。それは実際は定かではありません。そういう中での議論が来ているので、もう限界点に達していると。ここで議論してもいいですよ。今出せるなら議論してもらってもいいですから。そうすると、その議論、結論が予算に反映しているかという、まだきつと反映していないので、新しい施策をやるとなるとね。そうすると、どうせしても補正にならざるを得ないので。という意味で申し上げているので。金さえあればできるでしょうという結論が出ているわけではありません、高原委員が言うように。しかし、新しい手だて、あるいは市独自の手だてを、これまでも幾つか打っていますけど、これを打つとなるとそ

れに必要な財政措置が行われる必要があるということで、きっと予算委員会では議論になりますよと。私はここでやるのが一番だと思いますが、ここでちゃんと報告をして議論ができればいいと思いますが、それにこしたことはありませんけれども、予算措置も含むような中身になっていきますので、少し悩んでいるところです。高原議員が言われることはもっともなことです。じゃあ、ここでやるなら今日1日かかりますよ。

○委員（高原良視君） 3日ぐらいはかかる。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど上村委員の言われた質問に関して、答弁を求めます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 上村委員にいただいた御指摘の点でございますが、上村委員も言われておりましたように予算審査常任委員会でも既に質問が上がっておりますので、そちらで御答弁させていただけたらと思います。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第7号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第7号、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、提案内容補足説明書の43ページから48ページ及び追加資料の双方を使い御説明をしたいと思います。まず提案内容補足説明書の43ページを御覧ください。

今回の改正の内容についてでございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたこと及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当分の間、保育所等における保育士配置について特例的運用が可能とされたため、小規模保育事業所の職員や面積、施設等を規定している筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正し、地域限定保育士の規定とみなし保育士の規定の二つを追加するものです。

次に、追加資料の1枚目を御覧ください。

地域限定保育士とは、地域における集中的な保育人材確保のため、特定の都道府県または指定都市のみで、保育士と同様に業務を行うことができる資格制度であり、国の保育所等の職員配置基準等において保育士と同等に扱われます。なお、地域限定保育士登録から3年を経過し、かつ1年以上地域限定保育士として勤務した場合、全国で働くことができる保育士として登録を受けることができるとされております。

あわせて、2に福岡県の状況を掲載しておりますが、福岡県では、さらなる保育人材確保を図るため、地域限定保育士制度の活用を内閣総理大臣に申請し、令和7年11月13日付で認定を受け、令和8年度から試験が実施される見込みです。

試験の詳細につきましては、資料からお読み取りいただければと思います。

次に、追加資料の1に戻りますが、みなし保育士とは、保育人材の不足を補うため、厚生労働省が出した保育所における保育士配置の特例で決まった保育士以外を保育士とみなすことができる制度で、保育の担い手の裾野を広げるとともに保育士の勤務環境の改善につなげることを目的としているものです。

これまで保育所においては特例配置が可能でございましたが、家庭的保育事業においても特例配置が可能となるよう、今回の改正にて第6条から第9条までを新設するものです。

なお、施行日は令和8年4月1日からとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はござ

いませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 先ほどの質問で、これを見ると修了判定ということで地域限定保育士として認められるというものなんですけれども、この判定だけで、本来の保育士の方々が勉強して資格を取った方と同等の仕事をするということですよね。それで本当に保育士の質が高められるのかと、維持できるのかということを懸念するんですけども、その辺りはどうなのでしょう。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 地域限定保育士とはいえ、通常の保育士試験と同様の資格が必要となります。なので、通信か何かで行って勉強して、実技試験が免除されるので、筆記試験には必ず合格しなければなりません。そこは通常の保育士と同じです。

違うところが、特定の地域でということにはなりますけれども、もう一つ実技試験のほうで免除されまして、その代わりに実技の講習を必ず受けなければならないとされておりますので、その辺でまず質の担保というか一定の質の担保はできるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 釈迦に説法であります。いろいろな児童虐待問題とか、いろいろ報道によると起こっていますので、そういうことの対策みたいなことが、この制度の導入によって、それに伴ってどういうふうに配慮されているか。試験だけではなかなか難しいような面もないとも限りません。この制度というのを、さっき研修もやりますと言われましたが、そういう中でどういうプログラムが、このために、私が言った児童虐待とかいうことについて、行われるであろうかと。根本的なことは、人権が尊重されているような、そういう保育を心がけるような精神をきちっとさせておかないと、私は難しいなと思っていますので、筑紫野市はそういう点でよそよりも優れているというふうに思っておりますので、そういうことがどういうふうに配慮されている、あるいは考慮され、実施されようとしているかというのだけ説明してくれませんか。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 虐待に関する研修というか人権を大事にする心というところでございますが、まず、虐待につきましては、この研修、内容の項目に上がっているかというところをちょっと確認させていただいたんですが、今見たところでは名目の中に明示されていることはございませんでした。

ただ、通常の保育士が任用されるときと同様に、保育所に入ってから一定の研修があること、それから、来年度はこどもの性暴力防止法の関係でいろんな手続がございますので、その中で、市としても虐待防止につながる発生の予防、それから早期発見という観点も入ったものを下ろしていきますので、その中で学んでいっていただきたいということを市からも各保育所に伝えたいと思っております。

それと、市が人権を大切にするというところで、市で設けております年2回の研修等に、私立保育所にも声をかけさせていただいておりますので、その中で、上村委員も言われた人権を大切にする心というのを育んでいっていただければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 普通の保育士とみなし保育士のすみ分けがちょっとまだ分からないんですけど、実技がないことで給与が違うのかとかその辺を詳しく教えていただきたいのと、今回の改正で人員確保というのがどれぐらい改善する見込みなのか、教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 私立の保育施設に関しましては、それぞれ施設の考え方があってと思いますので、一概には申し上げられませんが、運営のために委託料に差が出ることはないと考えておりますので、同等の賃金でお願いしたいと考えております。

また、現場でも、今、保育士さん、通常の保育士試験を受ける中でも、実技項目3項目あるんですけども、2項目だけ受ければ保育士として認められるというところもございますので、例えば、一定の項目については、そういった試験がなくてちょっと不得手な状況が発生しているというところも聞いておりますので、そこは実際の保育所で学んでいく

というところを聞いております。なので、地域限定保育士と保育士のすみ分けというのは、さほどないかなと思っております。

それと人材確保についてなんですが、福岡県につきましては、令和8年度から設けるといところで、恐らく試験が終わって秋ぐらいに登録が行われて初めて次の採用試験に応募できるというような見込みでございますので、令和8年度中にどれだけの人材確保ができるかというのは、見通しがまだつかないところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 保育士の人材不足状態なので、今のところ起こらないかなと思うんですけど、仮に来年の秋、この地域限定保育士の方が働きたいですとなったときに、そうじゃない一般の保育士の方も働きたいですとなった場合、やっぱり経験のある保育士のほうを採用しちゃうんじゃないかと、給与が同じだったらですね。何かその辺りの考え方というか、どうなのかなとお伺いできればと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 一般の保育士免許を持つ方でも全く未経験の方も今いらっしゃいますので、その辺りは地域限定保育士、保育士資格、どちらであっても変わらないと思っております。あとは、その中でこちらが求める人材にどれだけ近いかといところで、採用については決めていくことになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 確認なんですけれども、この保育士の配置は通常の保育従事者のうちの半分の保育士でも可能であると聞いたような気がしますし、また、保育資格のない人が未満児を見ることもできるような仕組みがあると聞いたことあるんですけども、それは本当ですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 恐らく古賀委員がおっしゃられているのは、みなし保育士のお話と認識してよろしいでしょうか。

○委員（古賀新悟君） そうですね、はい。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） はい。いわゆる保育士ではない、例えば養護教諭であ

ったりとか、幼稚園教諭であったり、そういった資格の方も保育士としてみなすというところでのみなし保育士となりますが、必ず、その時間帯に要する定数の中で3分の2以上は保育士の資格を持っている者を配置しなければならないという規定は必ずございますので、そのところで、一定の質の担保というのはできるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） あとはよろしいですか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第8号の件について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第8号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件について、説明をお願いします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、資料は議案書とそれから提案内容補足説明書、そして追加資料がございますが、まず初めに提案内容補足説明書の49ページを御覧ください。

今回の条例制定は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設され、令和8年4月1日から全国の自治体で実施されることに伴うものであり、改正法による改正後の子ども・子育て支援法第46条第3項において、市は、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、条例で定めなければならないとされているため、新たに条例を制定するものです。

この条例は、乳児等通園支援事業を実施する際に、事業者が給付を受けるために必要となる基準を定めるものでございます。

続いて、こども誰でも通園制度の直近の状況報告をいたしますので、追加資料の2枚目を御覧ください。

12月定例会において御報告した内容に追記したものにつきまして、青字表記にし、掲載させていただいております。

1、事業の概要のうち、利用料についてでございます。生活困窮家庭等の利用料につきまして、生活保護世帯は無料、市町村民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯は100円とする旨を追加しております。こちらは国の公定価格の発表を待っていたものでした。

また、利用手順でございますが、もともと総合支援システムを本市では利用する想定ではございましたが、国の方針で全国でシステムの利用が必須となりましたので、追記をさせていただいている次第です。

2、条例の趣旨等は、先ほど冒頭で御説明しておりますので、省略させていただきます。

最後に、3、今後のスケジュールですが、国によるシステム改修がずれ込んだことに伴い、本市のスケジュールも半月から1か月程度後ろ倒しとなりましたので、現在のスケジュールを改めて掲載させていただいております。

条例の施行日は令和8年4月1日からとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 説明ありがとうございます。市内の現時点での利用見込みとか、あと受入れ可能枠というのを教えていただきたいんですけども。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 筑紫野市では、今、4月1日からは公立3か所、下見保育所、街道保育所、二日市保育所の3か所でスタートする予定です。私立の認可保育所につきましては2園を予定しておりますが、今、事業所との調整中でありまして、こちらは少し時期がずれ込む形になりますが、今年度前半に始める見込みとなっております。

一応それを含めまして、ゼロ歳、1歳、2歳、計画上の人数とはちょっと異なりますけれども、大体8名、8名、8名で24名の枠を設けております。ただ、そこそこの保育所で

必ず月曜日から金曜日まで預かれるわけではなく、特に私立につきましては、特定の曜日と限っているところもございますので、日々24人の枠があるわけではございません。その辺は表現がすごく難しいんですが、最大でその枠を取っているというところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） そうしたら、予約というのは先着順になってくるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 昨日から総合支援システムが一般市民の方から利用できるような形になっております。

まず、そこで市の認定を受けなければいけませんので、その認定の申請を上げて、うちから、2週間程度かかるかと思いますが、その認定のお答えをして、その後に施設に初回面談の申込みをする形になります。なので、初回面談が終わった方からという形にはなりません。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、事前の面談が必要ということで、それが必須になっておるとお聞きしました。この制度そのものは、例えば、就労要件も何もしないで急遽預けたいという人が結構いらっしゃるんですよね。事前面談がない人たちはそれを利用できないという認識でよろしいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そのとおりでございます。一時保育につきましても、同じようにさせていただいておりますけれども、やはり命を預かるというところで、お子様の状態、それからそういったところのお母様、お父様との面談を終えてからではないというところで設けさせていただいております。それと、初回面談につきまして、こども誰でも通園制度につきましても、国、全国での必須条件となっております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと教えていただきたいんですけど、一つの園につき8名枠で、子ども1人につき月10時間までの利用ということは、8名いたとしたら延べで月80時間利用になると思うんですね。大体1日当たり二、三時間ぐらいの利用になると思うので、

利用が集中した日は多いですし、例えば全く使われない日もあるとなったときに、先ほど第7号での話の中で、このこども誰でも通園制度、フルタイムで会計年度で採用すると。その方がいて、誰もいなくても置かないといけないんでしょう。誰も利用者がなかったときとかは、例えばほかの業務を手伝ったりとか、どういう形で働くのか、その辺をもう一度教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、すみません、私の説明が悪くて申し訳ございませんでした。各施設8名ではなくて、市内のゼロ歳児で8名枠、1歳児で8名枠、2歳児で8名枠というところで申し上げたところでした。

なので、例えば、公立の例を出せば、二日市保育所であれば、月曜日から金曜日まで枠がありますけれども、そのうちの9時から11時と13時から15時、その中で、ゼロ歳児を2人まで、1歳児を3人まで、2歳児を3人までと施設ごとに時間と人数の枠があるというところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 次の質問は、子どもがいないときに何をするのかという御質問だったかと思います。こちら、こども誰でも通園制度は、預かるだけではなくて、やはり先ほど申し上げたような利用に際しての面談、それから枠の調整だったり料金の徴収、それから書類の作成だったり計画の策定。今回、国からも、子どもたちには、日頃保育園等に通ってない子どもたちなので、いろんな子どもたちの交流それから体験を保障するために一つ設けていることと、それから親の相談等にも細やかに乗ってほしいということとでありますので、そういった時間も当然発生するかと思います。なので、子どもを保育していない時間も当然そういうことが一定時間発生すると思っております。

ただ、それを差し引いても残っている場合は、ほかの事業をして構わないと考えておりますので、それ以外の仕事に従事いただくと考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） すいません、さっきの説明の細かいところで。預かる時間帯がさつき示されたと思うんですけど、月10時間というのは。例えば2時間なら2何時間、3時間なら3時間と預かる保育所が設定して、預かってもらうというような形になるんですか。今日は3時間お願いしますとか、今日は5時間お願いしますとかいうのはないということですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 時間の枠内という形にはなりますので、今、設けられる時間枠が、例えば先ほど申し上げた二日市保育所であれば、連続して最大が2時間という形にはなります。

それ以上預かってもらいたいということでありましたら、こども誰でも通園制度ではなくて、公立保育所においては一時保育制度がございますので、そちらのほうを御案内するというを考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですかね。

上村委員。

○委員（上村和男君） 今日だけでも条例の制定に対するものが三つ来ている。新しい事業が始まる。これまでもいろいろあったと思うんですけど、こども部が扱う、あるいは、子育て支援のための様々な施策が国から、県から下りてくる。これをこなすだけでも大変だろうなというふうに見ているんですよ。何が言いたいかというと、それらを統括する部署を、こども部だけではなくて、いろんな関係部署と連携するようなことが必要になっているんだらうなというふうに思うんですよ。生活保護世帯とそうでないところとか、いろんなのとの連携が必要になってくると思うので。そういうことで振り返ってみると、忙しいなと思っているか、もう少しこのところは連携できるようなシステムにできたらなとか。代表質問の中では、DX化あるいはそういうものが導入されると簡素化される場所もありますが、必要な部署、人と人でやるところというふうに議論が行われたように認識しているんですよ。そうすると、そういうことのためにどういうことが必要なのかと。

私が言いたいのは、ここでもみんなの共通の課題になっていますが、こども館をつくったらどうかと言っているのは、そういうことを把握する、あるいは実施する司令塔という

のか、そういうものが必要なんじゃないかと。あまりにもこども部は矢継ぎ早の仕事が増えているんじゃないですかと思っているので、本当に印象だけでいいですから。最近忙しいですねとかそう思っていますとか、いや、何とかこなしていますとか、いや、暇ですよとか、この三つから選んでいただいてお答えいただければ幸いです。

○委員長（坂口勝彦君）　しばらく休憩します。

休憩　午前10時55分

再開　午前10時57分

○委員長（坂口勝彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

嘉村部長。

○こども部長（嘉村千穂君）　先ほど上村委員がおっしゃられた質問に対してお答えします。

最初に言われた印象としては、やはりいろんな制度が改正されたり、事業を実施しなければならぬことも多くありますので、忙しく感じているところではございますけれども、市全体で連携が図られていると考えておりますので、その中で実施ができていないのかと考えております。

○委員長（坂口勝彦君）　いいですか。副委員長、いいですか。

○副委員長（春口　茜君）　はい。

○委員長（坂口勝彦君）　いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　では、質疑を打ち切ります。

それでは、議案第9号の件について、討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第9号、筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき

ものと決しました。

所管入替えのためしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

濱崎部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 皆さんおはようございます。教育部長の濱崎でございます。

本日、教育部につきましては、議案3件、所管事務調査・報告3件について御審議をお願いするものでございます。

まず、説明職員が学校教育課より参っております。自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） おはようございます。学校教育課長の江中でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） おはようございます。学校教育担当係長、中村です。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） お願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 本件について執行部から説明をお願いします。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書は103ページになりますが、提案内容補足説明書で説明させていただきます。補足説明書の61ページを御覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして児童福祉法が改正されたことに伴い、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

するものでございます。

改正内容としましては、改正後の児童福祉法では、保育人材の確保を図る目的で、特定の都道府県及び政令都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格としまして、地域限定保育士制度が創設されたため、放課後児童支援員に必要な要件を規定した第10条第3項第1号の保育士につきまして、福岡県が実施する試験を合格した地域限定保育士も保育士同様、放課後児童支援員となれるよう追加をするものでございます。

施行期日は令和8年4月1日としております。

この改正によりまして、将来的に放課後児童支援員の確保がしやすくなるという効果が期待されます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第12号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第12号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について、説明をお願いします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第30号、令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について、御説明いたします。

学校教育課の常任委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、この筑紫野市奨学資金の貸与制度について御説明いたします。

根拠法令は、筑紫野市奨学資金貸与条例でございます。

事業の目的としましては、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または就学が困難な生徒に対しまして、学資を貸与し、有用な人材の育成を図るということとしております。福岡県教育文化奨学財団など、また、その他の財団も行っておりますが、そういう奨学金の貸与制度を補完する性質のものでございます。

続いて、奨学資金の種類及び金額であります。高校、大学、公立、私立、それぞれ入学支度金、奨学金（月額）、記載されているとおりで、これを上限として貸与をする形としております。償還につきましては、高校、大学を卒業されて6か月を経過した後から始まるといった制度でございます。

それでは、令和8年度の筑紫野市特別会計予算書に沿って説明をさせていただきます。

特別会計予算書の29ページを御覧ください。

こちら、第1条によりまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ763万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に沿って御説明いたしますので、予算書の34ページまでめくっていただいてよろしいでしょうか。

まず、歳入でございます。

1 款の財産収入 1 項の財産収入 1 目の利子及び配当金は1,000円を計上しております。こちらは基金が1,653万5,347円ございます。そちらの運用利子でございます。

次に、2 款繰入金 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金は298万1,000円を計上しております。こちらは奨学資金特別会計の収支不足分を補うための一般会計からの繰入金でございます。

次に、3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は1,000円を計上しております。これは名目予算として計上させていただいております。

最後に、4 款諸収入 1 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入は465万5,000円を計上しております。こちらは奨学金をお返ししていただく分ですが、内訳としましては、説明欄に記載しておりますが、現年度分が322万9,000円、滞納繰越分が82万6,000円、立替金返還金が60万円となっております。

次のページをお開きください。

こちらは歳出でございます。

1 款事業費 1 項貸付金事業費 1 目奨学資金貸付事業費としまして763万8,000円を計上しております。この内訳につきましては、こちら説明欄に記載しておりますが、10節需用

費として4万7,000円、こちらは納付書の印刷製本費用でございます。11節役務費として7,000円、こちらは振込手数料でございます。20節として、貸付金といたしまして758万4,000円となっております。この貸付金の758万4,000円の内訳について説明いたします。

まず、貸付金継続分としまして、現在貸付けを行っております高校生が8人、大学生が4人、合わせて12人おられますので、その分の合計額として360万を計上しております。

あと新規貸付けとしましては、高校生6人、大学生2人を予定しておりまして、入学支度金としまして、そちらの記載の金額、あと奨学金としまして、そちらに記載の金額、それと入学支度金の立替金として、そちらの記載の金額、合計398万4,000円を計上しております。継続分と新規分合計で758万4,000円としております。

来年度に向けての新規貸付けの状況でございますが、現在、今度高校になられる方から6人申請が出ておる状況でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　静かにしとこうと思うたばってんが。高校のね、無償化になるでしょう。今、見たら、ちょっと気になったとが高校生の部分で公立、私立の区分けの問題、それから貸付金、新規の分は高校の分は2万2,000円、継続の分は1万円と2万2,000円という部分と、公立が今度無償化になった、そういう分の取扱いはどういう整理をされているのかなと思って。それだけちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○学校教育課長（江中 誠君）　確かに今度から高校につきましては無償化という制度が始まりますが、まだそちらについて、授業料は無償化になりますが、それ以外の経費というところもございますので、今のところ高校の入学支度金、奨学金の金額というところは、現行のままでしておりますが、今後の状況を見まして、そこら辺の分の見直しというところも出てくるのかなと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　高原委員。

○委員（高原良視君）　どのような形で捉えているとかいな。要するに、実際状況を見ながら。もう分かっているよね。そして、この新規の分も、高校生の分全部2万2,000

円になっているよね。これはまだ決まってないもんね。公立、私立はね。だけん全部2万2,000円になっとるのか。どのように見ていくのか。私は、何か途中で変えられんけんそげんしてあるのかどうか分からんけど、本当何か矛盾していると思う。皆さんどう思われるか分からんけど。じゃあ、今言っているのは、私立はまだお金がいろんな部分で負担の分があるんですよということを言っているのか。公立はないけど、私立はそういう分のいろんな負担がついているんですよって。でも、それは公に何もなっていないもんね。そういうものをどういうふうな形とするのか。じゃあ、私立に行く人は、不足分は、これに該当せん人も全部そういう差の分は、何か手だてか何か考えてあるのかどうかを含めて、そういう見解まで求めないかんことになるよね。いかがですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 国としては、授業料相当額というところで、今のところ、補助を出されておりますので、公立にしても私立にしても、それ以上にかかる金額、授業料以外にもかかる金額等もございますので、そういうことで奨学金ということを希望されて申請される方も、今のところまだ出てきている状況でございますので、今後また国の施策を見ながら、全てが無料になれば、この高校の制度というのは要らなくなる可能性もございますが、そこら辺、国の動きを注視しながら進めていければと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） その貸与額の見直しを何年ごとにされているのかというのもお聞きしたいのと、あと、物価高騰という局面で返還の実態をちょっと確認したいなと思うんですけれども、滞納と猶予と減免の件数、何か以前資料であったと思うんですけど、今回なかったの、確認したいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 返還の実態。

○副委員長（春口 茜君） はい、滞納件数、減免の件数、猶予件数。

○委員長（坂口勝彦君） すぐ出ますか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 貸与額の見直しにつきましては、近年は行っていない状況でございます。

○副委員長（春口 茜君） 何年ごとにされているんでしょうか。

○学校教育課長（江中 誠君） 何年ごとというのは特に決めてはいないです。何年ごとに見直すとかいうところは、今のところ決めてない状況でございます。

あと近年の滞納ですが、令和6年度につきましては47名の方が滞納されておられまして、金額としましては1,085万7,099円となっております。

収納率につきましては、令和6年度は現年度が69.83%、滞納繰越分は8.72%となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 何か以前その件数とか出していたってと思うので、それをまた後日で大丈夫なので出していただけませんか。というのと、見直しを年数決めてないと言われたと思うんですけど、そうしたら何を根拠に見直すのかというのをもうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 以前出していたというのは多分決算審査とかで出していたと思うんですが、決算ではなくてこの分でも出すというところでよろしいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 決算でよろしいですか。

○副委員長（春口 茜君） 決算で……、そうですね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長、その続きは。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね。見直しにつきましては、物価高騰とかそういう状況とかを踏まえて、必要なときに見直しできればと考えておるところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） いいですか。ちょっと一遍、予算書見ちゃって。今、繰越し、令和6年で47名、1,000万円と言われたよね。1,085万円と。繰越しの分は1,000万円とかそげな数字は上がってこんよね。滞納繰越分。さっき、これ年度は違うけど、令和6年から令和7年に対して1,085万円あったよね、今言われたのね。したら、今度の分は令和7年から令和8年からの分で滞納の分はということになると80万円ということは、1,000万円の返還があったということですか、要するに令和7年度で。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 滞納額が1,000万円ありまして、その分での返還が予定されている金額ということで計上させていただいているところでございます。

○委員（高原良視君）　ということは、1,000万円はもう見込みがないという表現の仕方がいいな。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○学校教育課長（江中　誠君）　そうですね、滞納に関して滞納繰越分の収納額が大体8％でありますので、現状を勘案して、滞納の分の収入というところで計上させていただいているところでございます。

○委員（高原良視君）　年度の当初予算は、滞納繰越しの分は滞納繰越額、滞納の分、大体全額を計上するよね。これだけしか見込みがないから、これだけしか、7％、8％しか予算に計上しませんという表現の仕方やったら、次の予算のとき、また繰越しの分はまた妙なふうになるよ。どこの部分でも税もそうでしょう。これ、奨学金ですか、税も大体滞納額があれば全部その分は計上でしょう。じゃあ、あと、その滞納の分はどうするかという問題があるけど、この予算書そのものは、滞納分が1,085万円か今度は知りませんよ、令和7年度から令和8年度の見込みは。1,000万円あるかどうか知らんけど、その分が計上されるのが予算書じゃないとですか。おかしくないですか。

○委員長（坂口勝彦君）　ちょっと休憩します。

休憩　午前11時30分

再開　午前11時33分

○委員長（坂口勝彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの高原委員の質疑に関しては、後で確認しますので、確認次第また開きます。

ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　奨学金制度は、そもそもですよ、進学したいと思っていても、経済的理由を主要な原因で進学できないことがないようにしようという趣旨だと思うんですけども、そういう意味で、この奨学金制度はまだ役割を果たしていると思っているんですが、執行部もそう思っていますかと。思っているとすれば、それはどういうことからですかとお聞きしたいと思うんですね。

ちゃんとしておくべきですよ、これは。この奨学金が本体でないことも知っていますので、何度もそういう答弁をいただいています。ただ、果たしている役割のようなことをき

ちっとして、見直しとか、無償化になっていった後どんなことがあるのかということもありますので、無償化で全てが片づかないような場合にこの奨学金が果たす役割は、もう少し意味を増してくるかもしれないと思っているので、お聞きしているんです。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、この奨学金の役割は、今後も、うちのほうでは、果たす役割は高いと思っております。補完的な役割ということではありますが、メインの奨学金では足りない方については、それを補完していくという上で、今でも申請が上がっておりますので、今後も、無償化になっても、それでも足りない部分も出てくることもありますので、先ほども申しましたが、国の動向とか、あとは奨学金を借りられている方の動向とかも注視しながら検討させていただければと思っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 補完ということだと思うんですけど、今回、継続12人と新規8人、合計20名は全員この福岡県の教育文化奨学財団もしくはその他の財団の奨学金を借りた上でさらにこの筑紫野市の分も借りているのかどうか、そこを把握していたら教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 全員補完的な部分でという方ではなくて、これだけ借りられているという方もおられます。それは選択で、いろんな奨学金制度というのを学校なりから説明がありますので、それで選択をされて、どれを選ばれるかというところで選択をされているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

それでは、議案第30号については、また改めて回答を求めます。一旦保留にいたします。所管課入替えのためしばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号、前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について、議題といたします。

職員が替わりましたので、出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 所管課入れ替わりまして、文化財課より職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財課長の小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保存活用担当係長（川口陽子君） 文化財課、保存活用担当の川口と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

本件について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 議案第13号、前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について、御説明を申し上げます。

資料は議案書の105ページ、提案内容補足説明書の63ページであります。文教福祉常任委員会フォルダの中に、別の資料として、3文化財課という資料がございますので、そちらを御覧ください。

本件は、国史跡前畑遺跡を適切に保存し、その活用を推進していくにおいて、法定計画である保存活用計画を策定するために、その調査並びに審議を行う保存活用計画策定委員会の設置条例を定めるものでございます。

前畑遺跡は、御承知のとおり、古代の太宰府に係る土塁状遺構が平成27年に発見され、令和7年3月10日に国史跡に指定をされました。国史跡の指定を受けたことで、今後、この史跡を広く国民に周知をし、一般への公開や保存、活用を図っていく環境整備を行う必要がございます。また、本史跡は、住宅地及び筑紫公園予定地に隣接しておることから、その取組については、周辺との調和を図りながら、将来にわたって史跡の保存、活用を進める必要がございます。そのため、令和8年、9年度の2か年にわたりまして、保存活用計画を策定する予定としております。

事業の概要といたしましては、資料の中ほど、2を御覧ください。

令和8年度には保存活用計画策定委員会、これは4回予定しております。土地所有者説明会、関係者協議、現地調査などを実施し、史跡の現状と課題を分析し、計画の大綱及び保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の5項目の基本方針を立て、令和9年度には引き続き、計画策定委員会、関係者協議、パブリックコメントを実施し、5項目の具体的な方法を検討し、計画を取りまとめる予定としております。

なお、計画策定が完了しました令和10年度に文化庁長官認定を申請する予定としております。

次に、議案書の105ページの条例案をお開きください。

保存活用計画の策定に当たっては、条例案第1条及び第2条にありますように、保存活用計画策定委員会を設置し、調査並びに審議を行いながら計画を策定いたします。

また、第3条に委員は10名以内で組織することとしてございますが、過去に取り組みました同様の計画策定委員会と同規模の5名で委員会を構成する見通しでございます。現在のところ、委員の分野といたしましては、考古学、土木工学、観光学、ランドスケープ、地域代表を考えております。

なお、委員の任期につきましては、第4条にございますように2年としております。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第13号、前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定の件について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第13号、前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課が入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

坂田部長がお見えですので御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） お疲れさまです。健康福祉部、坂田でございます。よろしく願いいたします。

今回、健康福祉部といたしまして、議案5件、それから所管事務報告5件、所管事務調査1件、陳情2件ということで合計13件につきまして、お諮りさせていただくことになります。丁寧な説明を心がけてまいりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

議案の第10号並びに第34号、2件の議案について、説明のために所管であります生活福祉課が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） おはようございます。生活福祉課で課長をしております虫明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） おはようございます。障がい者福祉担当係長の山内です。よろしくお願いします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 本件について執行部から説明をお願いします。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、議案第10号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書は97ページとなります。提案内容補足説明書は51ページとなります。

今回の条例の一部改正については、筑紫地区で共同設置をしております筑紫地区障害支援区分等審査会について、令和8年と9年度の2年間、本市が審査会の庶務を処理する担当市となります。そのため、関係する条例の一括改正を行うものでございます。

文教福祉常任委員会説明資料2ページをお開き願います。

まず、筑紫地区障害支援区分等審査会の概要について御説明をいたします。

障害支援区分等審査会とは、障がいのある方が障がい福祉サービスを利用する際、利用するサービスや支援量の基準となる障害支援区分が必要となります。この区分を認定する審査会のことをいいます。

筑紫地区の本審査会は、医師をはじめ、介護福祉士など、福祉専門職60名の委員及び会長で構成されており、5市それぞれが、身体が一つ、そして知的・精神が一つの計2合議体を持っております。そして、地区合計10合議体で審査を行っているものでございます。

資料左側の2として、障害支援区分に関する説明を載せております。障がいの特性や心身の状態に応じて、一番低い区分1から一番高い区分6までの6段階で支援の度合いを示すものとなります。

それでは、改正内容について御説明をいたします。提案内容補足説明書の51ページにお戻りください。

まず、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例につきましては、審査会等に出席した委員等に報酬を支給するため、審査会委員の報酬日額として、会長及び合議体の長1万2,500円及び委員1万500円を加えるものでございます。

続いて、筑紫野市特別会計条例につきましては、本審査会を運営するに当たり、特別会計を設け、予算執行を行ってまいります。そのため、筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計を追加するものでございます。

新旧対照表は、52ページから55ページとなります。お読み取りをお願いいたします。

以上、議案第10号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第10号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第10号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、議案第34号、令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算について、御説明をさせていただきます。

令和8年度筑紫野市特別会計予算書74ページをお開きください。

令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計第1条に記載のとおり、令和8年度の当初予算の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,512万円とするものでございます。

次の75ページをお開き願います。

歳入歳出予算について、それぞれ御説明いたします。

まずは歳入について御説明いたします。1款分担金及び負担金1項審査会負担金1,511万9,000円、2款諸収入1項雑入1,000円、歳入予算総額1,512万円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。1款総務費1項総務管理費825万6,000円、2項審査会関係費661万4,000円、計1,487万円。2款予備費1項予備費25万円、歳出予算総額1,512万円となっております。

それでは、予算の詳細について歳入から御説明させていただきます。

予算書の79ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項審査会負担金1目審査会共同設置負担金1,511万9,000円。こちらは、筑紫地区障害支援区分等審査会特別会計の歳入の大部分は5市からの負担金で占められているものとなっております。負担金につきましては、審査会委員の報酬といった審査会の開催数に応じて増減する変動的な費用につきましては、各市の審査件数に応じた

審査件数割という形で負担金額を算出しております。それ以外の事務局の職員の人件費やシステムの管理費といった固定経費については、5市で均等に案分する均等割という形で算出しております。

文教福祉常任委員会説明資料2ページをお開きください。

資料右側の3でございます。表をおつけしております。

これは筑紫地区5市のそれぞれの自治体ごとの審査件数の状況となっております。令和6年度実績や令和7年度の見込みを踏まえ、令和8年度の予定件数を算出したものとなります。

続いて下の5に各市負担金額を掲載しております。

先ほどの予定件数に基づき、各市の負担額を示したものとなっております。右端に合計といたしまして、審査件数割額は637万1,000円、均等割額は874万8,000円となっております。

また、予算書の79ページにお戻りいただきます。通知を送っております。

2款諸収入1項雑入1目雑入、令和7年度同額で1,000円を計上しております。

以上、歳入合計は1,512万円となります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

予算書の80ページ、次のページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費825万6,000円となります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、審査会事務局で任用する会計年度任用職員1名の人件費であり、筑紫野市の給与表に基づく算定となっております。10節需用費消耗品費につきましては、委員に配付する障害支援区分認定ハンドブックの購入費が主なものとなっております。11節役務費郵便料につきましては、委員への通知に使用するものが主なものとなります。12節委託料につきましては、審査会事務局と各市を結び、審査情報のやり取りを行う審査会システムの保守委託料となります。

続いて、1款総務費2項審査会関係費1目審査会関係費661万4,000円となります。1節報酬、8節旅費は、障害支援区分等審査会委員の報酬及び費用弁償です。審査会87回分及び調整会議、研修の開催によるものとなります。

続いて、2款予備費1項予備費1目予備費25万円を計上いたしております。

以上が歳出歳入の主な項目についての御説明となります。

次の81ページをお開きください。

給与費明細書となっております。審査会事務局で任用する会計年度任用職員1名及び審査会委員61名の給与費明細書となります。こちらお読み取りをお願いします。

以上、令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算の説明でございました。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第34号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第34号、令和8年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第30号で出た高原委員の質問に対しまして、執行部からの説明を求めます。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 先ほどの高原委員からの御質問に対しての御回答ですが、地方財政法の第3条によりまして、過大見積り回避のため、「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」となっておりますので、滞納額に対しての収納率を勘案して計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

○委員（高原良視君） 要するに、取る見込みがないのでこれはいいということですかね。そういう解釈で。そういう意味ですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 予算の算定に対しては、実情に合わせて計上を行わなければなりません、こちらの分については、年度当初に全額調定をさせていただいて、管理をさせていただいて、9月の決算でそちらを御報告させていただくという形になります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 予算書に歳入の分が上がってないよね。何百万か800万円か1,000万円かどうか知らんけど、上がってないよね。それで調定を起こすわけ。その分を調定を起こして、その分で滞納繰越しに持っていくと。そういうことですか。毎年それ調定を起こしてるの。予算が上がってないのに。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 決算で滞納額というのが確定しておりますので、それに基づいて調定を起こさせていただいて、また今年度の決算ということで9月に御報告を差し上げるという形になります。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 午前中、課長から、おおむね1,000万円ほどの滞納があると、それに対する滞納の収納率がおおむね8％であると御答弁申し上げたと思います。

先ほど申し上げましたように、地方財政法で歳入の過大な見積りを回避することで現実的な数値を計上することとなっておることから、約1,000万円の滞納に対する収納率8％程度の80数万円で現時点で計上させていただいていると。このようなところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時11分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第30号、令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第30号、令和8年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時12分

再開 午後1時13分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

坂田部長がお見えですので、御挨拶いただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 午前中に引き続きまして、健康福祉部でございます。よろしく願いいたします。

ただいまから議案3件並びに所管事務報告2件につきまして、お諮りするために所管であります高齢者支援課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） お疲れさまです。高齢者支援課長の谷と申します。ど

うぞよろしく申し上げます。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしく申し上げます。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく高齢者支援課介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしく申し上げます。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 同じく高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、本件について執行部から説明をお願いいたします。
谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第11号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

提案内容補足説明書の58ページをお開きください。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正により令和8年度の介護保険料算定に特例が設けられたことによる対応として行うものでございます。

令和7年度の税制見直しにより、給与所得控除の最低保障額が引き上げられます。その結果、令和7年度には住民税非課税だった方については、令和8年度も引き続き住民税非課税となる金額まで就労時間を増やすケースが想定されています。しかしながら、介護保険料の算定においては、令和6年度から令和8年度の計画期間においては、この介護保険法の特例により、給与所得控除の影響を生じさせないこととされたため、保険料が上がるケースがあることから、こうした場合には、介護保険法第142条に基づき令和8年度の介護保険料を減免できるとされています。

現在、筑紫野市では、介護保険料の減免を受けるためには、介護保険条例第11条第2項に基づき、本人からの申請書提出が必要です。しかし、今回の特例では、個別申請によらず、システム上での減免処理を可能とすることを示しております。このため、本市としても特例に対応できるよう、申請手続を不要とするための条例改正を行うものでございます。

委員会資料の1ページをお開きください。

改正の背景でございます。先ほど、令和7年度の税制見直しとあったのは、1行目に記載しているとおり、個人住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられています。しかしながら、介護保険料については、令和8年度に限り従前の

控除額を用いることとしています。

減免制度については、この特例によって非課税だった方が課税になる可能性があるため、不利益を解消するために減免を行うことができるとしたものです。

しかしながら、従来の条例においては、減免を受ける場合は申請が必要としていますが、今回に限り申請を行うことなく市役所で対象者を確認し減免することができるよう、条例を改正するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君）　これは対象者がどれぐらいで、実際、市の負担、部署の負担はどれぐらいになる予想なんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君）　係長。

○介護保険担当係長（荒尾 正君）　対象者につきましては、令和8年度の保険料になりますので、まだ対象者が正式には確定してないんですけども、令和7年度から算定をさせていただくと、恐らく3,000人程度が対象になれるのではないかと思います。

あと、今システム委託している事業所には確認は取っているんですけども、システム上で対象者を抽出することができれば、事務としてはそれほどはないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第11号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第11号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第21号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明させていただきます。

補正予算書は9ページからになります。提案内容補足説明書は78ページをお開き願います。

まず第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,267万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,920万円とするものでございます。

提案内容説明書79ページに沿って、歳出補正予算の主な内容を説明させていただきます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費についてでございます。ホームヘルプやデイサービスなどの住宅サービスの年間利用件数の増加により5,502万6,000円増額するものでございます。

2款1項2目地域密着型介護サービス給付費についてです。地域密着型の施設や通所型サービスの年間利用件数の減少により677万8,000円を減額するものでございます。

2款1項3目施設介護サービス給付費についてでございます。特別養護老人ホーム等の介護施設の利用に対して給付するものでございますが、年間利用見込み件数の減少により1億1,824万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の主な内容を説明させていただきます。提案内容補足説明書は79ページとなります。

4款1項1目介護給付費負担金、現年度分2,303万円を減額するものでございます。歳出として説明しました施設介護サービス給付費などの減額に対して、国の負担金の減額分を計上するものでございます。

5款1項1目介護給付費交付金、現年度分3,109万円を減額するものでございます。同じく施設介護サービス給付費などの減額に対して、支払基金交付金、これは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、その負担分の減額を計上するものでございます。

6款1項1目介護給付費負担金、現年度分1,439万4,000円を減額するものでございます。同じく施設介護サービス給付費などの減額に対して、県の負担金の負担分を減額を計上す

るものでございます。

以上、議案第21号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 歳出の補正の中で利用者件数の減によるものというのが二つあるんですけど、その理由のようなことは分かりますか。一般的に高齢化がずっと進んでいるのに利用者が少なくなるというのはどうしてかなということを聞かれるもんですから。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今回の減額につきましては、当初予算で計上した見込み件数による見込み、実際の予測件数が減額によるものでございます。当初予算を計上するときに前年度分に合わせて何%と予測していましたが、予測よりも件数が伸びなかったというものでございます。実際の件数は、決算上では上がっていくものと考えられます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはありますか。

○委員（上村和男君） 大体、普通で後期高齢者が1万5,000人ぐらいいると言われているので、そのうち何人ぐらいがこの対象者で、あるいは見込んだのは何人で、それが何人になったというふうに言えますか。言えなければ言えないでもいいですけど。

○委員長（坂口勝彦君） 荒尾係長。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 予算の算定につきましては、なかなか見込みが難しい部分がございます、前年度の実績に対して掛ける伸び率の計算式で例年予算を算定しておりますので、具体的な件数までは算定には入っておりません。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員、いいですか。

○委員（上村和男君） 実績があるけんがこれは出てくることで、そしたら分かっているはずやろう。何人と見込んでいたけど何人じゃったけんが、あるいは件数が何件と見込んでいたんだけど実際は何件だったので減額になってますという、そういう計算じゃないんですか。補正ですから、実績に基づいてこう減りましたのでというならば、その実績を示してもらおうとありがたいんですけどね。減る根拠となったものをと言ってるので、そげん難

しか話じゃなかろう。

○委員長（坂口勝彦君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 1 時25分

再開　午後 1 時27分

○委員長（坂口勝彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君）　私からちょっと御説明をさせていただきます。答えになっているかどうか、申し訳ないんですけども、基本的に給付費の総額を毎月お支払いしているわけですが、残りの月数、今まで払ってきた月数で大体、もう残り 2 か月程度になりますので、予測がつくわけですね。例えば、障がいの医療費とかいう話になりますと、お一人バイパス手術が入っただけでものすごく金額が跳ね上がったりしますので、なかなか読みづらいところがあります。ただ、こういった高齢者の介護施設の利用といいますのは、そんなに大きくぶれてこないところがありますので、今、御指摘の件数という形ではなくて、年度の予算執行の推移を見ながら、残り二月、大体これぐらいでいこうという伸びを見込んで推計させていただいた結果、確実に落とせる額について、今回補正として減をさせていただいているというところの状況でございます。

ですので、それぞれ一つ一つのサービスに利用されてある方の人数を基に推計をしているわけではございませんので、正確なお答えにはならないかと思いますが、なかなかそこはそういった形でお答えしづらいところかと考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　上村委員。

○委員（上村和男君）　じゃあ、この説明資料の利用件数の減によるものというのは何を指しているんですか。説明資料にこんなことを書かなければ、給付費だけで比較できるけん言いようはあるとばってん、あなたたちが出した資料に「利用件数の減によるもの」と書いてあるけんが、何で減ったんだろうかと思うやろうが。それが自然に湧いてくる疑問なんですよ。それに、もともとそんなふうな計算はしておりませんでしたと、こんな余計なことを書くけんたいとなろうが。そうすると、あんたたちはうそついてるのというふうになるけんが、要するに後期高齢者が 1 万 5,000 人を超えているというのが頭にずっとある

もんやけん、そういう時代にどういう介護保険の介護事業というかこれが行われるかというのはとても大事なことで、聞いているわけですよ。そうすると、件数でなくて、それなら何でしょうかと言ったら、当てずっぽうで大体こうしていますということかというね。

さっき、障がい者の場合は、医療費ですから、何かが増えればとっていくというのは分かりますよ。それと同じようにここにも少しちゃんと見ておかないと、介護保険をやっているところだけが、あなたたちが金が足りませんでしたという話になるか、金が余っていますというふうになるか、これだと余ったということですかね。もう少し丁寧にやってくれませんか。

まあ、いいや。いや、こげんになると、どうせあなたたちが言うことは当てにならんことというので終わっちゃうわけですよ。これに書いているのが誤りでしたというならまだいいよ。これはこれですよと言うなら、どういうこっちゃろかと思ったまんまやけん。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 関連なんですけど、10か月終わって確定してて、残り2か月は分からないから多分そういう計算だと思うんですけど、となると逆にこの10か月分は前年比較で、前はこうで今はこうだったというのが分かると思うんです。ここの数字を教えてもらえたら分かるということなんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長（坂口勝彦君） そうですね。

○委員（上村和男君） そこまでは分るたいね。

○委員（高原良視君） 分からんとして。

○委員（上村和男君） 利用がなかったんだよな。利用件数の減という以外に。

○委員（高原良視君） 全体的にはそういうふうな傾向やっとな納得しようかな。

○委員（上村和男君） 自分で納得しよる。無理して出して間違っとなといかんけん。

○委員長（坂口勝彦君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 私の説明がいろいろと誤解が生じるような説明だったと感じております。件数という説明をしましたが、実際には請求実績額の比較による推計ということでさせてもらっております。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第21号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第21号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第31号、令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について、説明させていただきます。

令和8年度筑紫野市特別会計予算書は36ページとなります。文教福祉常任委員会説明資料の2ページをお開き願います。こちらのほうで説明させていただきたいと思います。

令和8年度介護保険事業特別会計の円グラフでございます。

歳入歳出額78億5,070万7,000円について、主要予算科目の構成比をグラフにしております。

上のグラフにつきましては、歳入でございます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が24.5%、19億2,575万円でございます。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料である支払基金交付金は25.8%で20億2,445万3,000円となります。第1号・2号の介護保険料が歳入の約50%となり、残り50%は国、県、市の負担などになります。国庫支出金は19.1%で14億9,828万1,000円、県支出金は13.9%で10億9,298万9,000円、市の負担などである繰入金は16.4%で12億8,849万6,000円となります。

下の円グラフは歳出となります。

歳出の約91.1%を占めるのが保険給付費で71億5,019万4,000円でございます。地域支援事業費が5.9%で4億6,105万円となっております。

次のページをお開き願います。

介護保険事業特別会計の歳入を表にまとめさせていただいております。

まず一番上、1 款介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料19億2,575万円です。65歳以上の第 1 号被保険者からの保険料でございます。

2 款分担金及び負担金につきましては843万3,000円でございます。筑紫野市より筑紫地区の介護認定審査会事務局へ派遣している職員の給与費などの負担金でございます。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金12億8,685万8,000円は、介護給付費に対する国の負担分であります。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金8,247万7,000円は、75歳以上の高齢者の割合や所得の低い高齢者の割合などで、市町村ごとに介護保険財政の調整を行うために国から交付される補助金でございます。

2 目地域支援事業交付金（総合事業）6,975万2,000円は、介護予防や生活支援サービス費に対する国からの交付金でございます。

3 目地域支援事業交付金（総合事業以外）2,551万7,000円は、認知症施策などに対する国からの交付金でございます。

4 目保険者機能強化推進交付金903万3,000円は、介護保険における自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組を推進するための交付金でございます。

5 目介護保険保険者努力支援交付金1,976万3,000円は、4 目と同様の目的で交付されるものですが、こちらは認知症施策や生活支援体制整備など、総合事業以外の事業において活用できる交付金でございます。

支払基金交付金 1 目介護給付費交付金19億3,028万8,000円は、40歳から64歳の第 2 号被保険者の介護保険料でございます。

6 款県支出金 1 目介護給付費負担金10億3,663万6,000円は、介護給付費に対する県の負担割合分でございます。

7 款繰入金 1 目介護給付費繰入金 8 億9,365万2,000円は、介護保険事業に対する市の負担金でございます。国、県同様に負担割合に応じて計上しております。

2 目その他一般会計繰入金 2 億1,975万8,000円は、職員給与等繰入金です。職員給与費及び事務費は市の負担となります。

3 目低所得者保険料軽減繰入金6,719万9,000円は、低所得者の介護保険料の負担軽減のための繰入金でございます。

2 項基金繰入金5,153万4,000円は、歳出に対して歳入が不足する場合、介護給付費準備

基金積立金を取り崩して繰り入れるものでございます。

最後になりますが、9款諸収入3項雑入1,063万9,000円は、委託して高齢者等にお弁当を配達している配食サービスの利用者負担金でございます。

以上、歳入合計は78億5,070万7,000円となり、前年度と比較して7,856万5,000円の減額となります。

歳入総額の減額につきましては、令和8年度から重層的支援体制整備事業を開始することに伴い、関連予算である地域包括支援センター委託料や生活支援コーディネーター人件費など、約1億3,257万9,000円を一般会計に移行したものによるものです。これにより、主に地域支援事業交付金が減額となっている結果となっております。

次に、歳出を説明させていただきます。

右側の4ページ目になります。

主な歳出について説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1億3,538万円です。介護保険事業における人件費等でございます。

2段目になります。2項徴収費506万8,000円は、保険料納入通知等による経費でございます。

3項介護認定審査会費3,075万7,000円は、介護認定審査会運営に伴う職員の人件費、筑紫地区5市で運営している介護認定審査会事業に対する負担金などでございます。

認定調査費6,129万6,000円は、認定調査員職員7人の報酬や主治医の意見書作成等でございます。

6項運営協議会費44万8,000円は、介護保険事業の運営や事業計画の策定を審議いただく機関で、市民代表、医療・介護の専門分野、各団体からの選出により構成されております。16名の委員により3回の開催を予定しており、委員の報酬などでございます。

2款保険給付費でございます。

1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の方を対象とした介護サービスの費用です。主なものとして、1目居宅介護サービス給付費30億5,488万7,000円は、ホームヘルプやデイサービス等の在宅サービスの費用でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費9億7,936万6,000円は、住み慣れた地域で生活をするために、本市の市民が利用できる事業所によるサービスの費用でございます。

3目施設介護サービス給付費20億8,910万9,000円は、入所施設におけるサービスを受け

る費用でございます。

6 目居宅介護サービス計画給付費 2 億9,216万8,000円は、サービスを受けるためのケアプランの作成費用でございます。

2 項介護予防サービスサービス等諸費は、要支援 1、2 の方を対象とした介護サービスの費用でございます。

主なものとして、1 目介護予防サービス給付費 2 億9,374万6,000円は、通所リハビリテーション、ショートステイなどの給付費でございます。

3 項高額介護サービス費 1 億9,624万3,000円は、要介護 1 から 5 の方の利用者負担金が高額になったときに上限額を超えた分を支給する費用でございます。

1 目高額医療合算介護サービス費3,243万6,000円は、医療と介護の利用料を重複して支払う方が高額になったときに上限額を超えた分を支給する費用でございます。

1 目特定入所者介護サービス費9,146万5,000円は、要介護 1 から 5 の低所得の方の利用施設料の負担軽減を図るものでございます。

3 款地域支援事業費です。地域支援事業費につきましては、説明用資料の 6 ページに事業の説明や実績を記載しておりますので、後で御覧いただけたらと思います。

歳入でも説明しましたが、令和 8 年度より重層的支援体制整備を開始することに伴い、これまで地域支援事業で予算計上してきた 3 事業、総額 1 億3,257万9,000円を一般会計に移行しております。

具体的には、生活支援体制整備事業2,329万3,000円及び地域介護予防活動支援事業547万3,000円を重層的支援体制整備事業の地域づくりに向けた支援事業として一般会計に移行しております。

また、包括的・継続的マネジメント支援事業として計上していた地域包括支援センター運営費 1 億381万3,000円につきましては、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業として一般会計に移行しております。

説明に戻させていただきます。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費 3 億532万9,000円は、要支援 1、2 の方の総合事業対象者が利用するデイサービスなどの利用でございます。

また、補助金として、住民主体の介護予防・生活支援サービス事業費補助金を計上しており、地域の支え合いによる介護予防・生活支援を主体的に取り組むコミュニティ運営協議会や自治会に対してその費用の一部を補助しております。

1 目一般介護予防事業費2,442万7,000円は、カミーリヤの健康トレーニング室やプールを活用した運動指導並びに地域の集いの場の支援事業でございます。

3 項包括的支援事業・任意事業費 2 目任意事業費5,807万4,000円は、介護給付費適正化業務の強化を図るため、会計年度任用職員を3名配置しております。そのほか、高齢者無料法律相談、配食サービス事業、独り暮らし高齢者などに対する緊急通報装置の貸与及び緊急時対応を行う緊急通報システムの委託、成年後見制度利用支援事業などを実施しております。

3 目認知症総合支援事業1,561万円は、認知症の早期対応及び地域での支援体制の充実を図るための経費でございます。認知症初期集中支援事業、本人や家族の困り事を把握した上で必要な支援事業等を委託しております。そのほか、介護を考える家族の会の活動支援等も行っております。

5 目在宅医療・介護連携推進支援事業費344万3,000円は、地域で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることができる体制づくりを推進するために、筑紫地区5市で筑紫医師会に委託するものでございます。

4 項その他諸費3,497万円については、重層的支援体制整備事業として、第1、2号被保険者負担分については、介護保険特別会計から一般会計繰出金を計上する必要があることから、令和8年度より第2目一般会計繰出金を新たに計上しております。

以上が、3 款地域支援事業費の内訳となっております。

5 款諸支出金 1 目第1号被保険者保険料還付金310万円は、転居した方やお亡くなりになった方の介護保険料を還付するものでございます。

歳出合計は78億5,070万7,000円となり、前年度と比較して歳出と同様に7,856万5,000円の減額となっております。

以上が歳出歳入の主な項目についての説明となります。

参考資料として、高齢者人口・介護認定者数の推移、保険給付費の推移を掲載しております。

説明資料の5ページになります。

上の表は、高齢者人口・介護認定者数の推移でございます。

第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、サービス利用件数の全てにおいて、令和2年度以降右肩上がりに上昇しています。その状況を踏まえ、令和8年度の推計についても、全ての人数を前年度より増加すると見込んでおります。

下の表につきましては、保険給付費の推移でございます。

サービス利用者は毎年度増加しております。それに伴い、それぞれの保険給付費も増加していることから、令和8年度のサービス費の推計についても合計で増加を見込んで計上しております。

以上、令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の説明となります。御審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第31号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第31号、令和8年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

じゃあ、続きまして、所管事務報告、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について、説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 委員会資料の7ページになります。

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について、説明をさせていただきます。まず、計画の趣旨・法的位置づけでございます。

本計画は、本市における高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本指針となるものでございます。大きな目的は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しております。国の指針を踏まえ、市町村が策定するものでございます。

法的な位置づけとしましては、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づ

く介護保険事業計画の二つがございます。また、認知症施策推進計画と介護給付適正化計画につきましても、市町村で策定する必要があります。これらを一体的に策定することで施設の整合性を確保してまいります。

次に、計画期間と進行管理でございます。

令和9年度から令和11年度までの3年間を第10期計画として策定いたします。

計画内容（全体構成）についてでございます。

基本的には、第9期計画の施策体制を踏襲しつつ、国の制度改正や社会情勢の変化、市民ニーズの変化などを踏まえ、内容の充実や見直しを行います。

①現状と課題、②基本理念、基本目標、施策、生活指標、③介護サービス量の見込み、介護保険料、④介護給付適正化計画、⑤認知症施策推進計画、以上の構成となる見込みでございます。

次のページになります。市民意見等の反映でございます。

市民アンケート調査、介護事業者に対する調査、介護保険運営協議会での審議、パブリックコメント等の実施により市民の皆様からの意見を計画に反映してまいる予定でございます。

第10期計画に求められるものでございます。

現在、国において、第10期計画に向けた基本指針の議論が進められており、今後、正式に示される予定でございます。予測としましては、中長期的な推計と地域差を踏まえた計画、深刻化する介護人材不足への対応、医療・介護連携の深化、認知症基本法への対応が主なものとなっております。

最後に、策定体制・スケジュールでございます。

事務局である高齢者支援課を中心に庁内委員会や介護保険運営協議会での議論、市長協議、市議会への提案等をさせていただきます。表のスケジュールのとおり、策定作業を進めつつ、令和8年度末の完成を目指したいと考えております。委員の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で説明は終わらせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 最初の計画の趣旨だとか法的位置づけの中に地域包括ケアシステ

ムの深化とかありますけれども、これはまだ生きているんですか。地域包括ケアシステムというのはまだ生きているんですか。それとも何かに統合されて別の名称になりよるんですか。ここ以外には出てきませんので、説明の中で。ああ、もうなくなるのかなと思ってはいるんですが、どういうことなのか。これは、残っているならば、以降の動きの中に、どこかに何か出てくるのかなと思って探しましたが、一字も出てこないで、もう忘れたのかなと思ってはいますので。なくなったらなくなつたで、こういうことに変わっていきますとかね。こういうふうに変化させて、こういう名称、事業に転換していきますとか、ちゃんと説明してくれないとね、この計画の中には、冒頭に触れられているけども、具体論になると一字も出てこないというのは何ですかというふうに疑問に思ったもので聞いています。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 地域包括ケアシステムにつきましては、第10期計画におきましても施策を進めてまいる予定でございます。計画の中で見出しがなかったのも、誤解を招くような結果になりましたけど、中身の中で引き続き、医療・介護・生活支援の連携など、また地域とのやり取りを含めて進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員（上村和男君） 安心しました。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。ほかにございませんか。

じゃあ、私から。確認なんですけど、8ページの5番目の第10期計画に求められるものの想定は2番ですね。「深刻化する介護人材不足への対応」というところなんですけど、これはここに書いてあるとおり、毎回同じようなことが書いてあるんですけど、今回具体的にこういうことをやっていこうとかという新たな取組みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） この項目につきましては、国の基本指針が示されるということで列記されてあるものでございます。今現在言われておりますのは、介護人材の不足に向けては、介護人材確保の対策だったり、処遇反映であったりとか、ICTの導入、そういったものを含めてやっていくということが示されております。

引き続き、第10期計画の中でも、国の方針として、さらなる施策についてが示されるものというふうに思っております。

○委員長（坂口勝彦君） よろしくをお願いします。

じゃあ、ほかにはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

続きまして、所管事務報告、外部評価結果報告について、説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 令和7年度外部評価委員会答申及び検討方針について、御報告をさせていただきます。

委員会説明資料の10ページになります。

今年度、外部評価委員会において、高齢者支援課所管の2事業が対象となっております。

まず、一つ目の事業がシニアクラブ活動推進助成事業でございます。評価結果は、維持という結果が出ております。

まず、改善項目の1点目、シニアクラブへの情報提供についてですが、免許返納等の理由で高齢者が会議の準備等が困難になっていることを受け、民間と連携した活動サポートの検討及び民間サービス等で活用可能なものがあれば積極的に情報提供を行うように提言がなされております。

続いて、改善項目の2点目でございます。クラブ活動参加への呼びかけでございます。会員数増加のためには認知度を向上させることが必要だと考えられることから、シニアクラブに所属していない地域住民にセカンドキャリアとしてシニアクラブを選択してもらえよう、筑紫野市シニアクラブ連合会が中心となって地域住民へクラブ活動参加を呼びかけるなど、アプローチの方法を検討するよう提言がなされております。

この答申を受けて検討方針をまとめております。

1点目、シニアクラブへの情報提供につきましては、商業施設や地域企業と連携した活動支援策について検討を行うとともに、市ホームページや12月からの運用を開始した「ちくしナビ」、これを活用した情報提供の充実など、情報提供の在り方について検討を行いたいと思います。

2点目、クラブ活動参加への呼びかけについては、クラブ活動の魅力向上や会報等での周知の充実など、認知度向上に向けたアプローチ方法などを筑紫野市シニアクラブ連合会と協議し、必要な支援に努めてまいります。

二つ目の事務事業、シルバー人材センター運営補助事業でございます。評価結果は見直

しとなっております。

まず、改善項目1点目でございます。ホームページの改善及び募集方法の検討についてです。女性会員獲得のために受託業務の幅を広げているが、現在のホームページでは読み取れないため、ホームページを改善する、またはポスター等の紙媒体での周知やSNSを活用する等、多様な募集方法の検討について、提言がなされております。

続いて、改善項目2点目でございます。収益改善についてです。国の補助金と同額でスタートした本補助金は、国の補助金が減額されても金額を維持してきたが、春日市や太宰府市は国と同程度の補助額で運営がなされていることから、市補助金が国と同額になっても安定運営ができるよう、収益改善及び人員の適正化を記載した改善計画の策定をするよう提言を受けました。

続いて、改善項目の3点目でございます。公的機関からの委託料の適正化についてでございます。シルバー人材センターの業務として、公的機関からの受託が多く占めており、シルバー人材センターの健全な経営ができるよう最低賃金改定以外の物価上昇率、その他の民間企業の受託額を踏まえた適正な委託料に見直すように提言を受けました。

この答申を受けて、検討方針につきましては、1点目、ホームページの改善及び募集方法の検討についてでございます。女性会員獲得のためのホームページや募集方法の充実については、シルバー人材センターと協議し、必要な支援に努めてまいります。

2点目、収益改善についてでございます。シルバー人材センターと、国の補助金の増額を含めた収益改善と人員の適正化の方向性について、具体的な対応策がないか協議・検討を行います。

3点目、公的機関からの委託料の適正化についてでございます。市が依頼する委託業務については、物価上昇率も踏まえた適正な価格で積算するよう周知を行います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　市の、何ですか、組織がありますよね。市の組織。何か組織がありますね。（「市老連」と呼ぶ者あり）市老連。そういう部分の会議やらと、各地区でそういう組織がありますよね。行政区でね。そういうものはきちっと全部把握されているんですかね。行政区の分。要するに活動がね、いろいろ書いてあるけど、免許証は返納やけん

会議ができませんとか何とか都合よく書いとうばってん、どっからか拾ってきたごた言葉で書いとるけど、何か心がいっちょん籠もってない。何も実質的なね、実質的な地域の実情もよく把握されてない部分の中でしたって、何ら改善にならんとやないかなと思いますよ。

○委員長（坂口勝彦君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 外部評価委員会からの指摘でございますので、そういった形で委員さんたちが思われてて指摘されているということについてどう考えるかということは私たちの課題であると感じております。市老連、シニアクラブ連合会に属するシニアクラブにつきましては、会員数等、ここでお示しする資料は持っていませんが、把握しております。会員数等を含めて、年々減ってきておりますので、それに対してどうやっていくかというのが今後の課題と思っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、外部評価の人、私もメンバーは知りませんが、調べればすぐ分かることばってん、書いてあること、商業施設や地域企業等と連携した活動支援策何とかかんとか、ずっと書いてあるけど、このメンバーの人たち、いろんな高尚な方やろうけど、実情と全然合っていないよ、こうなるとね。何を考えとんしゃあか知らんけどさ。田舎のほうやら行ってごらん。商業施設や地域企業と連携したどうのこうのって、おじさん、おばさんたちに言うてん。「何言うとな、あんた」って言われるよ。実情をもう少し考えて。こういうものから含めて行政も考えないかん。敬老会の在り方とかいろんな問題とか全部絡んでくるやない。もう少し地域の実情というものも加味した上でさ、見て、内部評価はもう職員たちやけん、外部評価の人たちたい。こういうところに呼んでくれば。あなたたち、もう少し、外部評価の人、実情も分かるとのと私たちみんな言いますよ。何も遠慮することないし。ごめんね。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） シルバー人材センターの評価のところの最後に、改善する、こういうふうにしてというところがあったんですよ。シルバー人材センターと協議し、必要な支援に努めますという、女性会員が少ないのでね、こういうふうに書いてあるんですが、シルバー人材センターと協議したことはこれまでに一度か二度はありますかと。これが初めてやるわけじゃないでしょうから、そのときにどういう協議があったり、必要な支援と

は何なのか、大方予測がついていますか。あるいは、改めて協議をして、必要な支援を発見するつもりですかと。ここにお話ししていただいているような、必要な支援とは何を指しているか、大方向えれば話してもらえれば。1、2、3ぐらい言っていただくとありがたいなと思います。私でも思いつきますから、1、2、3はね。どうぞ。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員は意見として言われて。じゃあ、上村委員の回答をお願いします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） シルバー人材センターの運営状況等につきましては、定期的ではありませんが、適時お話をさせてもらっています。特に経営状況を改善するために女性会員を増やしたりとか民間への派遣、こういったものを増やしていこうというものについては、国も方針を示してありますので、それについて何ができるかというのを、具体的な話をこちらからも提案させてもらったりしています。ただ、現状の中で会員さんを抱えるシルバー人材センターの事務局の方々が、マッチングするのにかなり苦勞されているという現状があったりとかしますので、そこでどこに落としどころがあるのかなというのはいまいろいろ考えているところでございます。

また、会員獲得につきましては、増減を繰り返しておりますが、実際には50人退会されて60人入会されたとか、そんな状況でございます。それが前後したりとかしておりますので、その中で、経営状況を改善するためにということには、一つ、諸経費を民間企業よりもかなり低く取られてありましたので、そういったものについては、もうちょっと上げていきたいと思いますとかというような話をしたりとか、やっております。

また、市役所にとっては、公共事業をできるだけ委託、出していただけるように呼びかけをしたりとか、そういったものについては今もやっておりますが、今後やっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） シニアクラブへの情報提供の①の回答の検討方針のところ、「ちくしナビ」、先日セミナーを受けさせていただいて、すごくいいサイトだなと思っているんですけど、これを活用した情報提供を充実させるために、登録件数だ当たりの目標みたいな、数値目標みたいなものは何かあるんですかね。どれぐらい伸ばしていくとか、何かそういうのがあれば教えてもらえたらなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 具体的な数値目標はありませんが、アクセス件数等を記録させていただいたりとかしながら、また、事業所等への問合せの反応、これがまだまいちでございます。こういったものを挙げていって、特に空きベッド数、そういったものについては、市民の方とかがすぐにでもいつでもリアルタイムに見れるということを目指していきたいと。それ以外にも、イベントの情報だとかそういったもの、あと民間も含めたサービス、これについては、行政だとかそういったのに限らず幅広く集めて更新していきたいというふうに考えております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時25分

○委員長（坂口勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に坂田部長より御挨拶をいただき、併せて執行部職員の紹介をお願いいたします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） お疲れさまです。引き続き健康福祉部でございます。

陳情 2 件、所管事務報告 2 件、以上 4 件の説明のために所管課であります健康推進課が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願ひします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、陳情・要望等第 7 号、予防接種後副反応疑い報告書

(写し) を接種者等に送付することに関する陳情書の件を議題といたします。

まずは内容を確認したいと思います。

事務局。

○議事課主任（本間俊充君） 陳情・要望等第7号、予防接種後副反応疑い報告書（写し）を接種者等に送付することに関する陳情書について、陳情者は記載のとおりとなっております。

陳情の内容についてですが、予防接種後副反応疑い報告書は、医師等医療従事者が作成し、その写しを市町村に送付されておりますが、接種本人には届いていないため、これを接種者本人あるいはその家族宛てに送付するよう、関係条例、内規等の整備をしていただきたいというものになっております。

内容については、以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 次に、本陳情内容に関する現状を執行部から説明をお願いいたします。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 本陳情は、副反応疑い報告書の写しを被接種者本人に一律に送付するための規定整備を求めるものでございますが、所管といたしましては、規定整備は必要ないと考えております。

その理由を大きく三つの観点から申し上げたいと思います。

まず1点目は、制度の本来の目的についてでございます。副反応疑い報告制度の本来の目的は、個別の被害者救済ではなく、ワクチンの安全性を監視、評価するための広範な情報収集でございます。この制度は、厚生労働省が全国の医療機関から広く報告を集め、統計的に分析をすることで、ワクチンの安全性を管理し、医療従事者や国民へ情報提供するために運用されているものです。行政や専門家が公衆衛生上の安全性を維持するための統計的な資料という性質が強く、一律に御本人に通知することを前提とした文書ではないという点を御理解いただければと存じます。

2点目は、健康被害救済制度への支援についてでございます。副反応疑い報告書の写しを市が受領した中で、重篤な副反応が疑われるなど一定の症状の方については、市から個別に連絡を入れ、予防接種健康被害救済制度についての御説明を行うこととしております。ただし、これまでの事例におきましては、市が副反応疑い報告書の写しを受領する前に御本人から健康被害救済制度へのお問合せがっております。医療機関が副反応疑い報告書

を提出し、国・県を経由して市へ情報提供がなされるまでに最短でも1週間、多くは2か月から最長で5か月程度の日数を要しており、先に御本人からのお問合せという結果になってございます。

3点目は、情報の誤解を防止する観点でございます。この副反応疑い報告書は、医師が医学的な因果関係を確立される前であっても、疑いがある段階で幅広く報告されるものであるため、因果関係が不明な症状も全て記載をされております。これらを専門的な背景説明なしに一律に送付した場合、受け取られた方が、これはワクチンが原因であると国や医師が判定したと誤解を招くおそれがございます。本人に一律に送付することは、かえって受取人に不要な不安を与えたり医学的知見の解釈に誤解を生じさせたりする懸念も否定できません。

以上の3点の理由に基づき、所管としては、一律送付は想定しておらず、それに伴う規定整備の必要もないとの認識でございます。

なお、御本人からの個人情報開示請求等がありましたら、法に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

それでは、陳情・要望等第7号について、意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ごめんなさい、1と3はすごくよく分かったんですけども、2番目のやつも本人に送付しない理由ということですよ。それが、ごめんなさい、よく理解できなくて。さっきおっしゃっていただいた二つ目が本人に送付しないほうがいい理由であるということをもう一度教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 副反応疑い報告書は、単に発熱などの通常の副反応の範囲と思われる軽症の方から、健康被害救済制度の対象になられるであろうと思われるような重症の方から、いろいろな症状の方がいらっしゃいますので、重症と思われるような健康被害救済制度に該当するのではないかとと思われるような方については、こちらから御連絡をいたします。健康被害救済制度についての御説明をいたしますので、副反応疑い報告書の写しを送付する必要はないと考えております。軽症の方については、健康被害救済制

度の対象……、申請なども必要ないと思われますので、そういったところで適切な健康被害救済制度へのつなぎの対応はいたしますので、副反応疑い報告書の写しをお送りする必要はないと考えているのが2点目のところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ただその場合が、最大5か月ぐらい遅れるから、先に不安になった人が問い合わせちゃうというパターンがあると。5か月といたらまれなのかもしれないですけど、確かにそういう不安になってというパターンもあるのか。その辺りのケアはどういうふうにできるんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 接種後に、ある程度副反応が重篤であったりといった方は、まずかかりつけ医にかかって、その症状を見ていただくのが基本になっております。その場合は、かかりつけ医から、健康被害救済制度などの御説明とか、接種をした時点でも健康被害救済制度についての御説明などもしておりますので、そういったところで、ある程度重篤な方については、もともと制度の説明はさせていただいているというところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。ほかは。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 別紙の症状のところで、結構重い副作用だなと思うんですけども、以前伺ったときはそんな重い方はいらっしゃらないというふうに調査か報告で言われていたと思うんですけど、今、現状どれぐらいの方が、これは因果関係があって、認められているんですかね、筑紫野市の中で。

○健康推進課長（毛利早希君） 今、春口副委員長がおっしゃっているのは、健康被害救済制度の部分での御質問ということでよろしいですか。副反応ではなくて。

○副委員長（春口 茜君） はい。何かこの別紙のやつですかね。これは、また別のやつですかね。

○委員長（坂口勝彦君） いや、これ一緒。

○委員（白石卓也君） これは予防接種で特定してないということじゃないの。

○副委員長（春口 茜君） 4ページ目ですか。

○委員長（坂口勝彦君） 黒塗りされているやつ。

○委員（白石卓也君） ああ、これか。

○委員長（坂口勝彦君） 4 ページです。二つあります。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今、委員がおっしゃられています最後の2 ページの予防接種後副反応疑い報告書が添付されているものにつきましては、これは恐らく本市の事例ではないと思われます。本市で情報提供を受けた件数は全部で20件ございまして、その中で副反応疑い報告基準に該当するような一定の症状のある方は3 件でございました。こちらについては、以前の委員会の報告でもさせていただいております。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） ほかの自治体で、この人が主張しているように対応してあげている自治体はあるんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 私の調べました限りでは、一律の送付をされているところは存じ上げません。

○委員長（坂口勝彦君） あとよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御意見も出尽くしたようでございますので、これで打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第7 号につきましては、これをもって周知することと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。ただいま周知されました陳情については、今後の議案審査、所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等第7 号の件を終わります。

続きまして、陳情・要望等第2 号、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の件を議題といたします。

まずは内容を確認したいと思います。

事務局。

○議事課主任（本間俊充君） 陳情・要望等第2 号、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書についてです。

陳情者は記載のとおりです。

陳情の内容ですが、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止することについて、国に意見書を提出してほしい、また、陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く市民への周知をお願いしたいというものになっております。

なお、次のページにはその意見書が掲載されておりますので、御確認をお願いいたします。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 次に、本陳情内容に関する現状を執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 本陳情につきまして、所管課としての考え方を御説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防する目的で実施をしております。

本事業の実施に当たりましては、メッセンジャーRNAワクチンも含め、ワクチンの安全性、有効性の評価は国においてなされているという前提の下、国が示した方針にのっとり運用を行っております。

現在、本事業で使用されているワクチンには、メッセンジャーRNAワクチンが含まれておりますが、いずれも、薬事承認で得られた有効性、安全性の知見を踏まえて厚生労働省の審議会で評価し、定期接種において使用できるワクチンとして指定されたものでございます。

また、接種開始後においても、副反応疑い報告制度等を通じて、国が継続的に安全性情報の収集・評価を行っており、現時点において、国からは、ワクチンの安全性に重大な懸念があるとは認められず、接種体制に影響を与えるものではないと見解が示されております。

所管といたしましては、国の制度に基づき、接種を希望される市民の皆様に接種の環境を整えていくことが大切な役割であると考えております。

今後も、国からの情報を丁寧にお伝えしながら、希望される方が安心して接種を受けられる体制を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ありがとうございました。

それでは、陳情・要望等第2号について意見のある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。

白石委員。

○委員（白石卓也君）　今でも、いわゆる新型コロナのワクチン、やっていますよね。これ、今どの程度、希望者というのはいらっしゃるんですか。何か数字的なものがあれば。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○健康推進課長（毛利早希君）　令和6年度の接種者数に……。

○委員（白石卓也君）　令和7年度はありますか。

○健康推進課長（毛利早希君）　令和7年度はまだ接種の途中でございますので、10月から始まっておりまして、まだ実績が全て出てはおりませんが、令和6年度の接種者数は2,951名、接種率にして約10%というところになっております。

○委員長（坂口勝彦君）　ほかにございせんか。ほかは意見ある方はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　それでは、打ち切ります。

じゃあ、皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第2号につきましては、これをもって周知することとしたいと思いますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　御異議なしと認めます。ただいま周知されました陳情については、今後の議案審査、所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等第2号の件を終わります。

続きまして、所管事務報告、高齢者肺炎球菌定期接種の実施についての件を執行部から報告願います。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君）　高齢者肺炎球菌定期接種事業の実施につきまして、例年実施している事業でございますが、次年度からの変更点がございまして、ポイントを絞って内容の説明をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、（1）令和8年度定期接種の実施概要についてでございます。

対象者は、これまでに肺炎球菌の予防接種を受けたことがない市民で、次のいずれかに該当する方となります。まず、国の定める対象者として、65歳の方、60歳から64歳で一定の基礎疾患のある方でございます。また、筑紫地区独自の拡大事業として、66歳以上の方全員を対象者として実施をしております。なお、この対象者拡大につきましては、筑紫地区統一で実施してまいりましたが、令和8年度末で終了予定となっております。

接種の実施期間は、4月1日から来年3月31日まででございます。

次に、(2) ワクチンの変更についてでございます。

国の方針により、来年度から使用されるワクチンが変更されることとなりました。変更後は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンが使用されます。これまで使用されたワクチンよりも、より予防効果が高い傾向にあり、その効果も長いことが期待されるということで、定期接種に用いるワクチンとして決定をされております。

次に、(3) 接種委託料及び自己負担額についてでございます。

筑紫地区統一単価の表を記載しております。委託料と自己負担額は、筑紫地区で統一の金額となっております。

令和7年度の委託料は、接種1回当たり8,430円ございました。令和8年度の委託料は見込みで1万1,638円でございます。接種委託料は、医師会と調整中であるため、現時点では見込額ということで御了承いただきたいと思います。これは、ワクチン価格が未確定であることと、来年度から適用される診療報酬改定の結果を接種費用に反映した上で医師会との調整を行い、近日中に委託料を決定する予定としているものです。ワクチン価格は、メーカーへの聞き取り調査の結果、恐らく7,920円程度であろうというところを見込んでおります。

自己負担額につきましては、令和7年度3,000円であったところ、令和8年度は5,800円に改定させていただくこととなりました。増額の理由としましては、ワクチン価格が高額となることから、やむを得ず自己負担額を改定させていただくものです。接種委託料のおおよそ半額を御負担いただくこととなります。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は自己負担額が免除となり、無料で接種していただけることとなっております。

次に、(4) 申請方法の拡充についてでございます。

予防接種を希望される方には事前の申請をお願いしております。これまでは窓口と郵送のみで申請を受け付けてまいりましたが、令和8年度からは、新たにインターネットによる受付を開始いたします。これにより、申請に伴う負担を軽減し、より円滑に接種を受け

ていただける体制を整えてまいります。

次に、(5) 周知方法についてでございます。

周知につきましては、65歳を迎える方へ個別に郵送による通知を行っております。ほかに広報、ホームページでのお知らせと予防接種実施医療機関でのポスター掲示などにより実施をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 令和8年度末で66歳以上の方の接種が終了するということは、60から64でも健康な方だった場合は65歳のときしかこれを受けるチャンスがないということですか。それも全額、この1万1,638円とかを負担すれば66歳以上でも受けられるのかとか、その辺りを伺えれば。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 拡大事業を終了後につきましては、資料の1の対象者、国の定める対象者と記載している65歳の方と、60歳から64歳で一定の基礎疾患がある方のみが対象となってまいります。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 65歳のときに受け忘れてたりとか、何らかの受けなかった人、66歳以上、多分高齢になればなるほど肺炎のリスクは上がっていくのかなと思うんですけど、それは大丈夫なんですかというか、66歳以上の方が、今までは受けれてたのに受けれなくなるというのが、リスクが大きくなるんじゃないかとか、何かいろいろ不満が出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはどうお考えですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 本来、この高齢者肺炎球菌定期接種の対象者といいますのが、国の定める対象者、65歳の方と、60歳から64歳で基礎疾患のある方というのが本来の対象者でございました。制度が始まったときに、それまでに受ける機会のなかった66歳以上の方への経過措置として、国で、5歳刻みの年齢、70歳、80歳、85歳としておりまして、筑紫地区では、それからまたさらに拡大をして、対象者の方を広く接種を受けていただけるようにしていたものでございます。

国の経過措置が当初5年の予定でしたが、その後さらに5年延長して、計10年間、国の経過措置がされております。国の経過措置は令和5年度をもって終了し、国の制度としては65歳が対象となりましたが、筑紫地区においては、激変緩和としての観点から、独自の判断で対象者の拡大を継続してきたところでございます。

国の経過措置終了から3年の延長をして、さらに筑紫地区独自の拡大はもう10年以上にわたり実施してまいりましたので、一定程度希望する対象者の方々には広く接種の機会を提供できたものと考えております。

今後は65歳での接種ということを、市民の方にも、そういったお考えを定着できるように、丁寧な周知、広報に努めてまいりたいと思います。接種の機会を逃すことのないよう丁寧な説明をしてまいりたいと思っております。

○委員（赤司祥一君） 最後に、令和6年で結構ですが、66歳以上の方で何名ぐらい年間で接種者がいたか。

○健康推進課長（毛利早希君） 66歳以上の方で。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 令和6年度で66歳以上の拡大分で接種された方は78人でした。

○委員（赤司祥一君） 本市だけ、筑紫野市だけですね。

○健康推進課長（毛利早希君） 本市だけで。はい。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、筑紫野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、執行部から報告願います。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 筑紫野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思います。

まず、（１）計画改定の概要でございます。

本計画の目的は、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、市民

の皆様の生命及び健康を保護するために策定をしているものでございます。

次に、改定の経過についてでございます。

今回の改定は、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた教訓を踏まえ、国・県が行動計画を抜本的に改定いたしました。国・県計画との整合を取るため、市行動計画の改定を行うものでございます。

資料に経過の表をお示ししております。令和6年7月に国において、また、令和7年3月に県において、それぞれ行動計画が改定されました。これを受けまして、令和7年6月から本市におきましても、改定作業を進めてきたところでございます。これまで医師会や筑紫野市健康づくり推進協議会といった専門家の方々からの御意見を伺い、県の確認やパブリックコメントなどを経て、内容を精査してまいりました。令和8年3月、この委員会での御報告を経て、3月中に計画を改定、公表したいと考えております。

次に、(2)の改定の主なポイントについてでございます。

今回の改定の主眼は、これまでの短期間で終息することを前提とした計画から、長期化や繰り返す感染の波にも対応できる柔軟な計画への転換でございます。

重点となる五つのポイントを申し上げます。

まず1番目が、対象疾患の拡大についてでございます。これまでは新型インフルエンザを念頭に置いた計画でしたが、今後は新型コロナウイルスや今後発生し得る新たな呼吸器感染症など広範な感染症危機を想定した内容に拡充いたします。

次に、平時からの備えを強化することにつきまして、対応の過程を準備期、初動期、対応期の3段階に整理をいたしました。特に感染が起きてない平時を準備期として取組を強化してまいります。具体的には、国、県、市、関係機関との連携体制の構築や有事の際に即応できる体制づくりを平時から進めてまいります。

3番目、情報提供・共有につきましては、正確な情報を迅速に届けることでデマの拡散や不当な偏見、差別の防止を図ってまいります。また、情報の一方的な発信だけでなく、住民の皆様との双方向のコミュニケーションを重視し、コールセンターの設置などにより、迅速、丁寧な情報提供に取り組んでまいります。

次に、デジタルトランスフォーメーションの活用につきまして、前回のコロナ対応における課題であった事務負担を軽減するため、IT技術を活用し迅速な発生状況等の把握や情報共有、また予防接種事務のデジタル化を実施いたします。

次に、生活と社会経済活動の両立につきまして、重要な視点の一つとして、感染防止対

策と社会経済活動のバランスを踏まえた対策を実施いたします。画一的な制限ではなく、状況に応じた柔軟な対策を講じることで、市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

以上が改定の概要でございます。本計画に基づき、平時からの備えを進めるとともに、有事の際にも迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 一番最後の感染防止と経済のバランスというところで、今回、今月というところなのであらかた固まっているとは思いますが、例えば、発熱から5日間は出れないとか、そういうルールみたいなのも何か明確化されて発信されるとかあるんですかね。外に出ていい期間とか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） そういった個別具体的な疾患の特徴とか、例えば感染の強さなどにもよって、その時々でそういったところは判断されるものだと思いますので、この計画については、基本的な指針という位置づけになっておりますので、また感染が発生したときに即時対応してまいりたいと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務報告、暮らしの困りごと相談窓口の新規事業について、執行部から報告願います。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 引き続きまして、健康福祉部でございます。よろしくお願いいたします。

所管事務報告、暮らしの困りごと相談窓口の新規事業について、説明のため所管であります保護課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○保護課長（中島友子君） 保護課で課長をしております中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） 保護課保護1担当係長の菅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護2担当係長（小山誠二君） 保護課保護2担当係長の小山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、説明をお願いします。

課長。

○保護課長（中島友子君） それでは、暮らしの困りごと相談窓口の新規事業について、御説明させていただきます。

平成27年度より暮らしの困りごと相談窓口を設置し、生活に困り事や不安を抱えている場合の相談を受け付けしております。

令和8年度より、生活困窮者等に対して四つの支援を開始いたします。

一つ目は、居住相談支援事業で、予算額は368万6,000円です。委託料でございます。こちらは必須事業になっております。

暮らしの困りごと相談窓口に週2日、住まいの相談支援員を配置することにより、住まいに関する課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、住まいの安定確保のための支援を行います。また、住宅関係機関や福祉関係機関からの相談対応や入居物件の開拓を併せて行い、生活困窮者の住まいの安定確保を図るとともに生活困窮者の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を目指します。

次に、二つ目です。子どもの学習支援事業で、予算額、委託料として、173万5,000円、費用弁償として22万1,000円でございます。

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とし、初年度は、主に生活保護世帯の中学生を対象として、令和8年7・8月頃から開始目標とし、毎週木曜日、定員10名として2時間程度の学習支援を筑紫コミュニティ

センターで行いたいと考えております。また、ボランティア講師の募集も予定しており、費用弁償として1回参加するごとに1,500円の支給を予定しております。

三つ目は、ひきこもり支援推進事業として、予算額は委託料として164万1,000円です。

こちらは、暮らしの困りごと相談窓口に、週2日、ひきこもり相談支援員を配置することにより、ひきこもり状態にある方やその家族が容易に相談でき、迅速かつ的確な助言、その他の各種福祉サービスの利用に係る支援の補助を行うものでございます。

最後に、生活困窮者支援等のための地域づくり事業として、予算額は委託料として87万6,000円です。こちらは必須事業です。

高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、世代間がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また気軽に福祉相談ができる機能を兼ね備えたカフェとしてコミュニティカフェを月1回運営します。日程は表のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　これは、今度の新年度予算の中の質問事項というかな、調査事項の中にはどげんなっとうかいな。上がってきればここですする必要ないよね。

○保護課長（中島友子君）　この事業については上がってないですね。

○委員（高原良視君）　上がってないと。（「上がってるやろ新規事業になるんやけん」と呼ぶ者あり）いやいや、みんなから、各会派から出した分の中に上がってないんですか。

○保護課長（中島友子君）　資料要求で上がってきている資料の中に……。

○委員（高原良視君）　資料要求の中に入っとるね、入っとらんねというやつ。

○保護課長（中島友子君）　入っていました。

○委員（高原良視君）　入ってますか。入っとるんなら、そこでするっちゃけん、ここでせんでよかろうもん。

○保護課長（中島友子君）　これはまだ上がってなかったの。

○委員（高原良視君）　ああ、そういうことね。だけん……

○保護課長（中島友子君）　はい。すみません。

○委員長（坂口勝彦君）　1回相談したときには、これはまだ……。

○保護課長（中島友子君）　上がってなかった、学習支援しか上がってなかったの、最

初の段階では。

○委員（上村和男君） 文教福祉常任委員会でやらないかと思ったんだろう。

○委員（高原良視君） そやけん、上がとらんけん。だけん、今は上がととうとね。

○保護課長（中島友子君） はい。上がってます。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時13分

再開 午後 3 時16分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの暮らしの困りごと相談窓口新規事業については、予算委員会で改めて質問をされると思いますので、今回はここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時17分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務調査、第二次筑紫野市地域福祉計画の実績について、執行部から報告願います。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 健康福祉部、最後になります。所管事務調査、第二次筑紫野市地域福祉計画の実績について、説明のため所管であります生活福祉課が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしく願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 同じく生活福祉課地域福祉担当係長の山崎です。よろしく願いします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、執行部から報告願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、第二次筑紫野市地域福祉計画の実績について、御説明をいたします。

資料のほう、御覧ください。2ページになります。

まず、第二次筑紫野市地域福祉計画の目的について御説明いたします。

地域における高齢者をはじめ様々な福祉に関し共通して取り組むべき事項や、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画となっております。

2番目に計画期間でございます。

期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間としております。こちらについては、令和3年3月に改定いたしまして、令和7年度から第三次筑紫野市地域福祉計画となっております。

3点目に、調査事項でいただいた内容でございますが、バリアフリー、移動支援に関する実績についてでございます。

こちらの実績につきましては、この計画の中の基本目標4、地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくり、人権意識の醸成や人にやさしい住環境づくり、こうした施策がぶら下がっているものとなっております。

その中の基本施策1、人にやさしい地域づくりを進める。そして、その下の施策の方向性2として、人にやさしい住環境づくりの推進、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、安全で快適な住環境づくりを進めるとともに、移動支援の充実に努めますとしております。

下に表をつけておりますが、こちら、調査事項に沿った令和6年度の実績についてでございます。

まず、上に、バリアフリー化等施策の推進といたしまして、土木課が実施いたしました施設・道路等におけるバリアフリー等の整備といたしまして、令和6年度、JR天拝山駅周辺に点字ブロックを整備しております。上に写真をつけておりますけれども、天拝山駅の点字ブロックを設置する際、視覚障がい者の方に立ち会っていただき確認を行うという丁寧な作業を行っております。

また、移動支援の充実といたしまして、バス利用の促進。これは企画政策課で、AIデマンド交通「筑紫野のるーと」、令和7年1月27日から山口地域において運行を開始して

おります。

そして、次が福祉タクシー利用券の交付ということで、生活福祉課で在宅の重度障がい者の方に対し、利用券を交付している事業を行ったところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 御説明ありがとうございます。

計画の目的の中に、住民参加の促進だったりとか、地域福祉計画の中で、共生社会の促進が掲げられていると思うんですけれども、まず一つ目が、外出や社会参加に関する施策の位置づけと評価指標について、教えていただけたらと思います。

もう1点が、移動に制約がある方に関して、下の表に書かれてあるとおりでと思うんですけれども、把握をどのようにされているのか伺いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時21分
再開 午後3時22分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 第三次計画で成果指標を改めて設けることとしております。資料がないので、口頭で読み上げさせていただく形となりますが、基本目標4、第二次計画と同じような形で「安全安心に暮らせる環境づくり」という目標を設けております。この中で、成果指標として、「交通手段がなく不便だと思う市民の割合」といったところで指標を設けております。この指標については、まちづくりアンケート、総合計画の関係で毎年度アンケートを取っておりますが、この中でこういった項目がございまして、その中でお尋ねをして、状況を把握しているところでございます。令和6年度の現状としましては、23.6%という形で出ております。

○副委員長（春口 茜君） 不便だと思う割合が23.6ですね。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） そうですね、はい。そういう形になります。

以上でございます。

○副委員長（春口 茜君） もう1個あって、下の不便だと思っている方とか外出困難の方の数は把握されているんですか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 今の市民の方の割合ということで、まちづくりアンケートを基に把握をしておりますので、こちらになります。これは市民の方を無作為抽出で対象といたしまして、毎年度アンケートを実施して、その実績等について把握をしているものとなっております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはございませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと細かいことなんですけど、2点。第三次が今進行中だと思うんですけど、第二次が10年間だったのに第三次が5年間というふうに縮まっているのはどんな理由でなったのかというのが一つと、もう一つは、第二次のときに点字ブロック設置するみたいな、このバリアフリー化促進みたいなのが第三条の中にはないような、見当たらず。ただ、そんな中でも、たしか先週だったと思うんですけど、JR二日市駅の近くのうちの前の天神交差点に点字ブロックを設置する、結構大がかりな工事をしていて、設置されてたんですけど、それはこれに伴うものなのか、市じゃなくて県とか何か別のものなのか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、1点目のバリアフリーがどこに施策としてあるのかという点ですが、第三次計画の中で、同じく基本目標4に「安全安心に暮らせる環境づくり」を掲載しているところです。この中の取組の方向性に、「人にやさしい住環境づくりの推進」としておりまして、この中に「ユニバーサルデザインの視点からの整備推進」という形で挙げさせていただいております。バリアフリーを含めた形で、より多くの方々に、住みやすい環境づくりを進められるようにといったことで、含めて載せさせていただいているところです。

それから、2点目の天神交差点のところですが、ちょっと事業を、所管課でないで申し訳ないんですけども、どこが主体になっているかというのは分かりません。県道であれば県土整備事務所等が整備するかと思いますので。

○委員長（坂口勝彦君） 県道でしょう、あそこ。（「県道です」と呼ぶ者あり）3号線で

しょう。

○委員（赤司祥一君） 10年計画が5年計画になったのは。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） そうでしたね。10年計画が5年計画に短縮になった理由ですが、やはりこの福祉の分野、またそれ以外の分野につきましても、結構目まぐるしく状況が変わってきていますので、短い期間で目標を持って進めるようにということで、国から通知が出ておりますので、それに合わせたところで短縮させていただいたところですよ。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにはございませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 先ほどの御回答の中で、まちづくりアンケートの中で把握を行っていると言われたと思うんですけど、そしたら、今後はその中から課題を見つけて実施していくような形になるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 課題についてですが、今後、計画ですけれども、今までもそうだったんですけれども、この目標、そして施策の方向性に沿ったところで各課が事業実施を行います。それについて、こちらで集約いたしまして、こちら、附属機関として、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会を設けておりますので、この委員さんたちに実績等を踏まえて御意見をいただいているところでございます。こうした御意見を原課にフィードバックしながら進めていくということもありますし、PDCAサイクルを取り入れておりますので、実績を確認していただいて、その中で課題分析、認識して、次年度の施策につなげていくということが一番重要なのかなというふうに思っておりますので、それぞれの課がまずは認識をしていただいて進めていく予定としております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにはございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） どこでも聞くようで申し訳ないんですけど、地域包括ケアシステムはどこかで扱いますか。うちではありませんならありませんでもいいですが。地域の住みやすいというか優しいまちづくりとか共生社会とかいうのがだんだん理念として出てくると思うので、そうすると地域包括ケアシステムみたいなものは、地域でやっぱり共に生きる地域づくりの中心的な施策になるのかなというふうにずっと長年思ってきたものですから。それはないんでしょうか。どっかあるのやろ。前のところはあったもんね。

○委員長（坂口勝彦君） あると思いますけどね。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時30分

再開 午後 3 時30分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 第三次計画の施策になりますけれども、目標につきましては、基本目標 2 の「地域福祉を推進する基盤づくり」の中で、「各種相談・支援事業の充実」といったところで、「高齢・障がい・子ども・若者それぞれの専門機関との連携強化」や、「住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制の充実（地域包括ケアシステム）」ということで、方向性として掲載させていただいておりますので、これにのっとったところで、高齢者支援課が中心となって進めておりますが、広く地域住民等と連携をしながら進めていくものになりますので、他の福祉分野も連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（上村和男君） ほっとした。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっと最後、私。移動支援の充実の一番下のところの「福祉タクシー利用券を交付し、運賃の一部助成を実施している」というところなんですけど、どういうふうな具体的にやるのか、走った距離を幾らか安くするのかとか、券をやって…。ちょっと内容を教えていただきたいんですけど。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 福祉タクシー料金助成事業について、御説明をいたします。

こちらについては、心身に重度の障がいがある在宅の障がい者の方の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るため、福祉タクシー利用券を交付しているものとなっております。令和 6 年度におきましては、お一人当たり 500 円券を 66 枚お配りいたしまして、1 回の利用額が 1,000 円を超える場合は利用券を 2 枚利用できるようにということでさせていただいているところでございます。

利用状況でございますが、令和6年度につきましては、交付枚数は5万4,186枚、利用枚数は1万8,718枚となっております。利用率については、34.54%という状況になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） もうちょっと使ってほしいですね。いいですか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 最後。地域福祉計画の理念に照らして、今後、庁内でどうやって、移動環境の課題について、福祉の理念に照らして連携を強化していくのかだけ、方向性をお示してください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 先ほどのバリアフリー、移動支援の施策もそうですが、それらも含めまして、この第三次計画、二次計画から引き続き同じ目標、施策等を挙げているところもありますし、新たに設けたところもございます。福祉だけでなく、多くの分野が本計画に沿って進めていくことが重要かと思っております。

第三次計画につきましては、「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」、こういった基本理念を掲げておりますので、それを目指して全庁挙げて進めていきたいと考えております。そのためには、先ほども申し上げましたけれども、毎年度の実績を基に各課が課題を分析、認識し、次年度の施策につなげることが重要であるというふうに考えております。毎年度、地域福祉計画等推進委員会の委員さんから、実績を基に御意見等もいただいておりますので、こういったものを踏まえながら、しっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。（「頑張れ、生活福祉課」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○委員長（坂口勝彦君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後3時35分

再開 午後3時35分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、所管事務報告に入ります。

まず出席職員の紹介をしていただいた上で、所管事務報告、教職員駐車場の有料化について、執行部から報告願います。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） お疲れさまでございます。

教育部所管事務報告として、教職員駐車場の有料化について、教育政策課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○教育政策課長（亀井美和君） 教育政策課長、亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） 教育政策課庶務担当係長、末次と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、執行部から報告願います。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 添付しております資料のほうで説明をさせていただきます。

資料、2ページ目を御覧ください。

教職員駐車場使用料の徴収についてということで、上の四角の枠の中に書いておりますのが趣旨でございます。

市立の小中学校に勤務して、学校敷地内に駐車しておられます教職員等の駐車場使用料につきましては、これまで徴収をしておりませんでした。ただし、次の2点ですね。まず、学校敷地内の教職員等の駐車場使用については、本来、行政財産の目的外使用に当たること。それから、市の雇用職員からは、筑紫野市職員駐車場運営要項に基づき月額1,500円を以前から徴収していること。この2点などの理由によりまして、令和8年度から教職員についても駐車場使用料を徴収することといたしましたので、御報告をさせていただきます。

これ以下につきましては、先生方への説明資料の一部となっておりますが、今回対象となる人につきましては、市立の小中学校及び共同調理場にも先生が3名ほどいらっしゃいますので、からの派遣となっておりますので、駐車場を利用される県費負担の教職員等につきまして、対象とさせていただきます。ただし、短期の雇用でありますとか短時間の雇用の方については除外するということを記載しております。

2番でございますが、駐車場の使用料につきましては、1台につき月額1,500円といたします。こちらにつきまして、赤字で書いておりますが、筑紫野市職員と同額の設定としております。

3番については、使用の許可の流れをお示ししておりますが、4番が実施に向けた動きということで、1月から2月、3月まで、駐車場の区画線を引き直したりとか、あと事務職員の方に流れの打合せをさせていただいたりというふうな準備を進めておるところでございます。

ここに書いておりませんが、この1月に至るまで、昨年以内に、実施に当たります。昨年のうちから、校長会でありますとか教職員の団体に対して丁寧な説明を行い、御理解、それから御同意をいただいた上で進めてまいりましたことを併せて御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　ここの先生たちの福岡教育事務所管轄、その中の学校がたくさんありますが、各市の学校がありますが、その状況がどのようにされているのか、筑紫野市以外でどのようにされているのかがまず1点。

それで、学校に行くのに働いている人が車を止めるのは行政財産の目的外使用に当たるという意味合いが、私も意味が分かりませんが、そこも併せて、2点お願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○教育政策課長（亀井美和君）　まず1点目でございます。福岡教育事務所管内というところでは全体を把握しているわけではないんですが、例えば筑紫地区内ほかの他市4市については、全て、平成20年頃から既に駐車場の使用料については、全学校で教職員の方から頂いているということでございます。

もう1点、行政財産の目的外使用に当たるのとは違うんじゃないかという御意見についてなんですけれども、これについては、実はいろんなところで判例とか住民監査請求とかがあっけまして、その中の判例を引きますと、まず、学校というのが教育、学校運営を目的とした施設であるということで、教職員の方が通勤をされてきて止められるということとは、教育の活動と密接に関係があるんだけど、直接的な教育に関わる部分ではない

というところで判例も出ておりますので、行政財産の目的外使用にこれは当たるといふことの判例が出ております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） いろいろお聞きしたいんですが、じゃあ、ここに先生たちがそれぞれの学校に行くとき今までどのような形で通勤手当の支払いがされてたか、私はよく知りませんが、この1,500円とか駐車場料金を払われる方については、車通勤という形の中で通勤料の支払いがあるんですね。バスとか電車とかじゃなくして。という意味合いも含めて、併せてお聞きします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 今まで通勤手当はあくまで通勤手当ということで、駐車場の分については見られていなかったんですが、来年度に向けた人事院勧告の中で、教職員のいろんな見直しの中で、処遇の改善というところも含めまして、通勤手当の一部としてそういった駐車場の代金についても、来年度からは見ていこうというふうな動きがっております。

何というか、同額……、事務的にはお金の動きが、御自身でお支払いいただいて、その分で手当が入ってくるというような形になるかなと思いますけれども、その部分が、詳しくは県の規則での定めになってきますので、またその分は下りてくるかなとは思っておりますが、動きとしてはそのようになっております。実質的な教職員の負担というのは生じないような動きが、今、国であっております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私が聞いたのは、じゃあ、今までに車で来られてた方は、どのような支払いの形態を、通勤手当の支払い。皆さん、通勤手当、先生たちももらってあるでしょう。どのような形で。電車とかバスでの料金をもらっとったということになれば、通勤が違うから搾取したことになるよね、だましてね。どういうふうな形で実態はあっているのかということを私は聞きたいの。

○教育政策課長（亀井美和君） 今までのがですか。

○委員（高原良視君） うん、今までのが。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 県の話ではございますけども、通勤の手段については、きちんと雇用主に届け出る必要がございますので、電車バス通勤の教員については、そのような届出がなされていると思います。また、マイカー通勤の方についても、正しくそういう報告がなされておると。このような前提でさせていただいております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 学校の駐車料金を取るというときに、市役所の職員も1,500円取っているからという。じゃあ、学校ではただにしているから、市の職員もただにしたらよかったんじゃない。違うの。あんたたちはどういう考えでやっているのか。金を取り上げるほうがいいと思っているのか。何のために1人1,500円取るんですか、これ。

○委員（高原良視君） 人勧で保障すると言いんしゃったよ。来年度から人勧で保障するって、手当の分は。交通費の分。人勧の勧告がそのような傾向にあるという話。

○委員（上村和男君） じゃあ、市の職員もただになるの。

○委員（高原良視君） 多分、そうなるよな。どうなるか知らんけど。

○委員（白石卓也君） 手当で補填すると。

○委員（高原良視君） ただじゃないけど、その分の見合いの分が手当としてあるという意味合いでした。

○委員（上村和男君） そういうふうになっているんですか。

○委員（白石卓也君） なりそうになっていると。

○委員（上村和男君） だから、これ、今年度の予算になるんでしょう、きっと。

○委員（高原良視君） 令和8年度になります。

○委員（上村和男君） 収入にも上げてあるなら支出にもちゃんとそういうのが出てくるんですか。

○委員（高原良視君） 支出は出てこない。支出はない。

○委員（上村和男君） ないの。なら、どこから出るんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） どうしても県の職員の方の話になるので、先ほどから出ておりました通勤手当、私の説明が悪くて申し訳なかったんですけども、通勤手当でありますとか、駐車場に関する手当につきましても、それは県から、県費職員の方ですので、県からの支払いとなってまいります。先ほどおっしゃっていただきました今回の予算はど

ここにこの分が出てくるのかというところにつきましては、この駐車場使用料、市の行政財産の目的外使用としての使用料については、その他収入の中で上げさせていただいておりますので、今回の予算の絡みで言いますと入りの分だけになります。

以上でございます。

○副委員長（春口 茜君） 県の職員だからですね。

○委員長（坂口勝彦君） うん、県の職員よ。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） いろいろお聞きしたいんですけど、もう1回、先ほどの高原委員の質問に関してなんですけど、これまでは通勤手当は出てたので、もちろん電車・バスで来てた人は電車・バスの計算で。で、車で通っていた人には何かガソリン代相当なのか分からないけど、距離計算とかで、どんな計算で支給が今までされてたのかをまず伺います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） その分についてが、県の教職員の方なので、県の決まりの中で通勤手当等は出ていた……。

○委員（赤司祥一君） 出ているのは出てたんですね。

○教育政策課長（亀井美和君） 出ています。ただ、駐車場についての規定が今までなくて、先ほど何もかも一緒に言って申し訳なかったんですけども、人事院勧告で来年度、令和8年度からのそういった通勤手当の中の一環として、駐車場も見ようというふうな動きがっておりますので、県もそれに準じた動きをされているということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 次、市と同額でということなので、市に合わせようということだと思っんですよ。お聞きしたところ、市も同じように、バス・電車だったら出て、車だったら距離とか最短ルートで、ある程度計算されて出ると。今度、駐車場に関してなんですけど、多分実態としては、抽せんでそこの立体駐車場を使いたいと。そこが使えるという、抽せんで通ったら3,000円を払っていて、ただ選択制で文化会館の裏のところに止める場合は無料と聞いているんですよ。

その1,500円というのはどうなのかなという。3,000円というふうに聞いたんです。まずそれを。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 市の規定によりますと、本庁については3,000円、それ

から出先機関については、小中学校も出先という扱いにしておりますので、出先機関については1,500円という決まりを設けております。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 小中学校は16校あって、変な話、車じゃないとほぼ行けないだろうみたいなのところもあると思うんですよね。市の出先機関となってくると、ごめんなさい、ぱっと分からないですけど、ちょっと調べたら電車じゃ到底行けない、バス停からも10分ぐらい歩いたらかかるようなところもあって、そういうところになると確実に車でしか行けない、要は選択ができない。さっき言ったみたいに、本庁に来る人も3,000円払ってでもそこに止めたいという方がいっぱいいるから多分抽せんになっていると思うんですけど、逆に払わなくて文化会館の裏に止めて、ちょっとピストンとかもあると聞いているんで、それが選択できる中で、選択できない、そこに出勤するためには車で行かざるを得ないような小中学校に通勤している方からも1,500円となると、選択権がないということになると思うんですよね。

だから、そこでも1,500円取るということに対して、校長会とかで教職員の方から何か不満とか出なかったのかなというのがちょっと気になるんですけど。その辺りがなかったのかということ、さっき御説明の考え方的なところ、どうお考えか教えていただければなと。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 校長会で説明する中で、車でしか行けないから、何というか、駐車場代取るなんてみたいな、そういった御意見ではなかったです。逆に今まで他市では取ってあったけど、今まで筑紫野市では徴収がなかったということで、一定理解は得られたかなというふうに思っております。

あとは、考え方ですかね。

○委員（赤司祥一君） そうですね。車でしか行けないところ。

○教育政策課長（亀井美和君） 駐車場代を徴収するしないに関わらず、車での通勤をされている実態はあるということですので、だからといって、駐車場代がなかったらと考ええると、結局その方は……、すみません、変な禅問答みたいになって申し訳ないんですけども。すみません、質問の意図がつかめ切れてないんですが。

○委員（高原良視君） 自分で払って、後で補填をされるという大前提の話で。

○委員長（坂口勝彦君） 1回休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後 3 時51分

再開 午後 3 時51分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上村委員。

○委員（上村和男君） 我々が山口小学校に車で行ったら駐車料金取られると。取るとが当たり前やろう。違うとな。

○委員（高原良視君） 違う。

○委員（上村和男君） 何で。私は職員でも何でもありませんよ。

○委員（高原良視君） だけん、項目がいっぱいあったでしょう。対象となる人って。その項目の中に。それこそ用があって行くとやから、行政財産の。その対象外になる。行く人がお客さんと一緒やけん。市の駐車場だし。

○委員（上村和男君） そこはただやろうが。お客さんも。何でただにせんとやろうかって。俺は本当に思うんだけど、何で金を取るのかと。県が人勧で金払うけん金取るという言い方は、ちっとおかしかろうが。

○委員（高原良視君） 私も思うよ。福利厚生の一環として。市の職員から取るのも私はおかしいと思う。

○委員（上村和男君） 市の職員もただくさねえ。何でただにせんやったつね。福利厚生やろうもん。

○委員（高原良視君） あなたたちに言ってもしょうがないもんね。

○委員（上村和男君） それは親方に言わんですか。当たり前ですよ、そんなのは。払うのが当たり前と思っているのがおかしいんですよ。ここに勤めている人がこの駐車場に働くために来て止めたら金取られるというのはおかしいなと私は思うんだけどね。よその会社に行ってるな。あれ、金取りよっとやろか。会社に勤めて駐車場に来たとき。

○委員長（坂口勝彦君） それぞれでしょうけど。

○委員（上村和男君） 赤司祥一議員のところの会社には誰か来たら金取るんちゃろな。職員からな。いや、私はね、変なことだなと。これ何で有料化するのかなっちゅうね。そして、考えたら、市の職員も金払っているっちゅうけん、なぜかとね。ほら、私は、理にかなっているのかなと、どう説明するのかなと。そしたら、何か金が出るけんがどうせ懐

は痛まないからって。そういうことじゃなくて、その考え方がおかしいと言っているわけですよ。市民ならここはただでしょう。職員なら金取るったい。なぜかと。市民がおいになるのでその人を相手にするために、市の職員がおっとやろう。

○委員（高原良視君） 人事課のとき言ってください。こっちに言われても困ろうけん。

○委員（上村和男君） いやいや、ここが学校の駐車場有料化を提案しているから、なしやと聞きよるわけたいね。その考え方がおかしいだろうがと言いよったい。おかしくないと言うなら、おかしくないように言っていただくといいんですよ。何で有料化するんですか。市の職員が1,500円払っているからというのが一つ、県が人勧で出すけんが懐は痛まんけんよかろうと。自分が出すわけではないから、よく分かりませんが、人勧はね。県がやることだから。それでも取るというんだから。あれは県費の職員ですけど、市の教育委員会が雇用してやりよっやろう。配置やろう、県からの。市の教育委員会には何の責任もないとね。いや、だからおかしいんじゃないのと、考え方としてね。何で取るんねという積極的な意味を説明してくださいよ。それで、あなたたちが、校長会の話は出ましたが、校長会以外はどこに相談しますか。

○委員長（坂口勝彦君） これ、全体的にまとめて言えますか。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） ちょっと繰り返しになる部分はあるかなと思うんですけども、まず、人勧で1,500円が出るけん、じゃあ1,500円取ろうというので始まったのではないです。これはたまたまそういった結果になっただけで、それが出るけんやろうというのじゃなくて、ずっと昔からすべきということで懸案として残っていたのを今回このタイミングになったということです、これは誤解のないように。

もう1件、職員が1,500円だから1,500円にしようというのは、職員から取っているから教職員からも取ろうというんじゃないくて、あくまでも金額の根拠として持ってきたのが市の職員の額であるということも御理解いただきたいと思います。

今回、教職員の方から駐車場の使用料を取るというのは、最初の説明にも差し上げたんですけども、学校施設は教育に供するものであるということ。今回、学校に勤めていらっしゃる先生方の車ではあるんですけども、私用車を占有してしまっているという状況については、いろんな見方がある。それこそ住民監査請求があつていたりとか、裁判とかまでなっている部分もあるので、そういった厳しい目で見えていらっしゃる方がいる。それは、同じ私たちの職員駐車場、使用料払っているということも公有財産を私用の通勤のため

ではあるんですけども、私用車で占有をしているという状況にある。そこを市民の方とか皆さんに向けてもきちんと説明ができるような形にするためということもありまして、この使用料を徴収するというのが今回の整理でございます。

上村委員からのお言葉はすごく私たちに寄り添った御意見をいただいているなどありがたいと思うんですけども、やはり説明責任というところ、それから受益者負担というところもありまして、この今回の徴収に踏み切ったというところでございます。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（上村和男君） 受益者負担というなら、学校の生徒が払わなん。学校の先生が来て教えてくれるっちゃけん。子どもたちが払わなんごんなる。

○委員（高原良視君） 義務教育です。義務教育。だけん、今度の……。

○委員（上村和男君） なら、市が払わなん。

○委員（高原良視君） いや、今度の、人勧が出るって言われてるやない。人勧が法的なものまで整理された上で出ろうけん、それまで待とう。様子見とう。そうせんと。法的に整理されると思うけん、そこんところは。

○委員（上村和男君） じゃあ、整理されたのを出してこんね、ちゃんと。そうせんとね、私は賛成せんばい。一人でも反対しますから。言っときます。どうぞ、提案してください。私は反対します。

○委員長（坂口勝彦君） これは今報告で受けておりますので、一応こういった形になっておりますと。

○委員（上村和男君） だけんが、報告は認められんと俺は言いよつとたい。こげんか報告が認められるかと。人が聞いたら笑われるばい。

○委員（高原良視君） これ、予算の歳入の中に入ってくるよ。

○委員（上村和男君） 認めんめえ。歳入って、こげな歳入があつていいのでしょうか。

○委員（高原良視君） すらっと流しとかんと。

○委員（上村和男君） 知らんうちに通しとかな。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはよろしかったですか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、一旦ここで打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 4 時00分

再開 午後 4 時10分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

筑紫野市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施状況について、執行部から報告をお願いします。

まず出席職員の紹介をしていただきます。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 所管事務報告及び所管事務調査、学校教育課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） 学校教育課長の江中です。よろしくお願いします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） 学校教育担当係長の中村です。よろしくお願いします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よろしくお願いします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしくをお願いします。

それでは、執行部から報告願います。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、交通安全プログラムに基づく合同点検の実施状況について、報告させていただきます。

5月に朝倉街道駅付近で発生しました二日市東小学校の児童を巻き込んだ事故を受けまして、例年、小学校を3グループに分けて3年かけて実施しております通学路の点検を、本年度は全小学校で実施いたしました。

まず1番目ですが、通学路安全プログラムに基づく通学路安全推進会議を開催いたしましたが、開催日としては、令和7年7月24日と29日、2回行っております。対象学校としては、全11小学校から挙げていただいた危険箇所になります。参加の機関につきましては、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、本市の管理保全課・土木課・危機管理課・都市計画課になります。

学校からは、安全点検の必要性を要する観点というところで、そちらに書いております1番から5番の観点に基づいて危険箇所を出していただきまして、それに基づいて報告をしていただいております。

対応の検討状況ということで、これまでの状況についての御報告ですが、まず全校分ということで、全11小学校からの要望箇所、75か所ございました。推進会議でそれぞれの箇所について対策を検討しました結果、既に対応を完了した箇所が22か所、現在対応中の箇所が27か所、対応不可能箇所が26か所ございます。

次のページをお開きください。こちらが、先ほどの表を小学校別に分けた表でございます。

米印になりますが、対応完了箇所は、推進会議以降、これまでにハード面の対応が完了した箇所、具体的には、警察とか県・市それぞれにおいて、横断歩道や道路の白線、グリーンベルトが薄くなっている箇所というところの引き直し、あとはカーブミラーの設置、また水路などの転落防止柵の設置などを行っていただいております。

対応中の箇所というところが、今関係機関で対応を検討中、もしくは対応は決定していますが、まだ実施されてない箇所ということで、具体的には、新たにグリーンベルトを設置したりとか、注意喚起のための路面標示の設置などを行うというところで今後行っていく予定としております。

最後に、対応不可能箇所ということで、道路や交差点の物理的な形状等により対応が困難なため、児童への注意喚起を学校に依頼した箇所、具体的には、車道が狭くて歩道がないため危険であるとか、歩道やグリーンベルトが狭いため危険である、交通量が多いため危険であるというところで、そういう箇所については、道路の幅員を広げるとか難しいというところで、引き続き児童へ注意喚起をお願いしているというところになります。

今後につきましては、この点検結果につきまして、各小学校に通知するとともに、点検箇所一覧表を市のホームページに公表する予定としております。ホームページを公表する資料につきましては、議員の皆様からも御指摘がありましたが、進捗状況もちゃんと分かるようにしてほしいということでしたので、進捗状況が分かる内容で公表する予定にしております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 対応不可能箇所が約3分の1あると思うんですけど、私も見守りで二日市東小学校が8か所で一番多いのがちょっと不安なんですけど、8か所にかかわらず26か所全域に関して、26か所中、見守り活動、いわゆるふだん旗振りの方が立っていない箇所、立っている箇所、その区別というか、立っていない箇所がどれくらいあるかみたいなものの把握をされているかどうかというのを教えていただけたらと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） これにつきましては、安全確認と同時に各小学校に校区内における見守り活動の状況というのも点検していただいております。なので、学校でもどこに見守りの方が立っていてというところも把握しておりますし、その内容については、市にも届出がっておりますので、市でも把握を今年度しております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） その箇所も併せて、先ほど挙げていただくのに入れていただけるというか、また教えていただきたいと思うんですけど。旗振りの状況とかですね。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時18分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

いいですか、そうしたら。1回、回答をもらいましょうか。課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それについては、個別に回答させていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 対応不可能箇所と書いてありますが、注意喚起を学校にというか、根本的にね、対応不可能というのは物すごく大変なところやろう。物理的にすぐしろと言ってもできん、そういうところだと思うんですけど、それだけ危険なところかもしれん。じゃあ、あなたたち教育委員会として、立場上なかなか難しいところがあるけど、学校が地域と一緒に頑張ってみんなしていますよね。そちらのほうから、市に要望を出すとか、議会に要望を出すとか、子どもたちを守るために対応をしてくれと、そういうものは、あなたた

ちから学校とかそういう、今度の分でこの26か所ありました、そういう対応の分を、そういう運動をしなさいとか、そういうふうなことはできないですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 学校が危険ではあるということで認識されておりますので、うちとしましては、ぜひ学校運営協議会で地域にも提案していただいて、見守り活動というのを地域と家庭と一緒にになってしていただくように協議していただければと思っておるところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、江中課長のほうから、「学校が」と言っているけど、実質的には学校じゃなくして地域から上がってきたものが、学校全部を取りまとめたんですよね、危険箇所は。各地域の集落から、それぞれの行政区からの、子ども何とか部会とかいろいろあるでしょう。そういうところから上がってきたものが学校全部の分ですっているんですね。まとめた分がこの箇所なんです。学校が把握しているんじゃないの。地域が把握しているの、これはね。そこのところを理解して、強くそういうものに動きをされるような形に、教育委員会として非常にしにくいと思うけど、していただきたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 意見で……。

○委員（高原良視君） 要望です。返事が欲しいな。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、これを出してきてもらった部分というのは、地域からというよりは、学校と地域の方、PTAの方が一緒に通学路を確認していただいて出しているというものでございます。

また、地域においてここは危険だという分につきましては、それぞれ区長を通じて所管課に要望を上げるとかいうところもございまして、物理的に難しいというところは、幅員がないので難しいとかやっぱりいろいろ問題はあるかと思いますが、どうしてもここは改善してほしいというところについては、また地域から、そういう声を上げていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） どうしてそやん、こだわらんでいいとよ。実質的に学校がしているんじゃないとよ。学校は地域でね、地域のPTAの方か子ども会とか、いろんな形の中

で、私たち、同じ山口小学校の部分でしている。その中で各それぞれの行政ごとで、全部調べて、みんなの声を聞いてまとめて小学校に上げている。よその学校も同じと思う。それを学校がその役員さんと一緒になってまとめてこうして上がってきただけのことであって、学校が主体的にしたことでも何でもないとかから、これはもう地域の分がしたこととかから、そういう分で、校長に返せば、校長から、そういうところから出したらいかがかなと言ってするようなものを、そういうふうにして、教育委員会、自分たちの殻を飛び出て、自分たちを守ろうとしないで。そうせんと今は時代が違う。よろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 本当に危険箇所を学校が回って取りまとめたと思っているとしたら、それは実際を知らないということですから、とても大変なことだなと思うんですよ。うちでいくと、みんなが集まって、見守りだとか地域の人とか役員が集まって、通学路の危険箇所点検とかいって、ずっと半日ぐらいかかるんですよ。それで集まって、ここが危ない、ここが危ないとわあわあ言って、それで学校に申し入れるんですよ、こういうところは。でないと、学校は誰が回るんですか。校長が回っているんですか。それとも教育委員会と一緒に通学路を回っているんですか。通学路は決まっているんですよ。そこをあなたたちが回っているんですか。校長が回っているのか、教頭が回っているのか、誰がまとめたんですか、これは。

私が不思議でたまらないのが山口小学校の対応中箇所。これはインターの延伸道路が通るので、何か所か危険箇所になるねという箇所があるので、まだ開通していないので、事前に話し合っているような場所でもある。これは何で上がってないのかなという。それは既にこっち側に上がっていますという4か所の中に入っているというならそうやろかと。4か所は少ないなと思っているので。あちこちありますもんね。新たに延伸道路ができると、原田まで高速道路を出てきたトラックやら、いろんな産業用道路になりますから、ぱっと走るわけですよ。そうすると、間隔は高速道路出てきてすぐですから、とてもスピードが上がりやすいところなんですよ。そうすると、県道を横切り、県道は通学路になっていますから、そうすると、山口小学校に行くむさしヶ丘は、その通学路を延伸道路が横切るところになっている。これ以上危険なところはないという危険箇所に今度なるんですよ。対応不能箇所というのはどこやろうかと思うんですよ。

不能箇所をこう挙げて、不能箇所ですと言われると、安全を守れないということですよ。そこは通学路に使ってはいけませんよ。安全な道路をどうやって確保するかというね。

見守りの人たちは、自分が犠牲になってもなんていうことじゃないですよ。本当に安全に子どもたちが学校に行けるようにと見守りしているんですよ。対応不可能箇所として、教育委員会がこれだけ出しとるって言うてみない。そんなところ俺らに何で任せているんですかと。それはおかしかろうもんで言いかねませんので。いや、私も見守りしておりますが、言いかねないって、私は言いますので、議員ですから。こういうところをね、しゃあしゃあとここに載せているということがね、困難箇所であっても何とかしなきゃならんかと検討を加えていますというぐらい書かないと。通学路が安全でないということになると、「えー」となるでしょう。じゃあ、違うところに通学路を造るしかない。4丁目の子どもたちは上に1回上がってきて、こう下っているでしょう。あそこの延伸道路が出来上がると今度はそこから階段の下のところへ抜ける道を造ってもらおうというような話もしていますから、そういうふうな道を通っていくようになる。そうすると、何か所でも見守りをしなきゃいけないわけです。そういうことも含めて、地域ではみんなで話し合っているところですからね。これは各学校から聞きましたなどと言ったらね、あなたたち1回ぐらい来んねと。あなたは1回立ったことがありますね。山口小学校にね、私が子どもを送って最後に行くにあそこに立っていたことがあります。帰りに私と一緒にむさしヶ丘通って歩いて帰ってみましょうかね。そうすると、どこが危険か、本当に手だてを打たないといけないというところが。むさしヶ丘から通う子どもたちの安全確保のために何が課題かというのは分かりますよ。

私はそういう意味で、これは、対応中ゼロか所はなぜかと。対応不可能1か所と山口で書いてありますが、それはどこのことですかというね。ましてや二日市東小学校は対応不可能8か所ですよ。そんな8か所もあるようなところを通学路にするなよと。

通学路を決定するのは学校ですか、教育委員会ですか。どこですか。それがそう言っているんだから、そりゃあ大変だなと私は思いますがね。誰がここを通学路に指定しているんですか。教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 各学校長でございます。

以上でございます。

○委員（上村和男君） 各学校長会が教育委員会に、ここが通学路ですと言うでしょう。何で言わすとですか。教育委員会が判こを打つからでしょう。学校長が決めているわけじゃないでしょう。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 学校長が決められて、教育委員会に報告をしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員（上村和男君） 教育委員会が責任を持って、そこが通学路と認めるわけですよ。ということは、その安全についての最終的責任は教育委員会にあるんですよ。そこがこんな対応不可能箇所とって8か所とか。ゼロか所はいいですけどね。何ですか、これはというね。これは、検討せざるを得ない箇所が何か所ありますというなら分かりますよ。不可能箇所とって出しといたらね、ここは通学路にしたらいかんですよ。認めたらいかんですよ。校長が言ってくる。違いますか。

本当にあなた方は子どもがけがをしたことで、朝倉街道のあのことが起きて一斉点検を試みました。何のためにやったんですか、これは。安全確保のためにはどういう手だてが必要かということを考えてあるんでしょう。対応不可能箇所を探すのにやったんならね、やめた方がいいですよ。金の無駄遣いですよ、こんなのは。違いますか。本当にどうやったらいいかなと悩んで悩んでそうしていますと、ここはもう検討して検討せざるを得ないところが8か所残っています、何か所残っていますというふうに書くのなら、一緒に悩んでくれていると思うけど、不可能箇所と書いて、堂々とここにね、議会で報告したらね、何をあなたたちは考えているんですか。安全な通学路を確保するために報告をし、自分たちも対応していますということを報告してあるはずなんですよ、ここは。だから、この対応不可能箇所と書くのだけはやめてくれますか。地域の人が見たらね、怒りますよ。教育長を呼んで来いと言うでしょう。そして、説明しろと。これはどういうことかと言いますよ。答えられないですよ、そうなれば。私だからこう言っているんですよ。これ、外に出たらいけないんですよ。お願いしますよ。

○教育部長（濱崎博文君） その件は私のほうから。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 確かに上村委員がおっしゃるとおり対応不可能箇所という書き方は、適切であったとは、ないなと思っています。

これは、決して未来永劫しないという意味の不可能ではなく、やはり対応が現時点では難しいけども、課題としてしっかり捉えております。今後も、何らかの方策ができないかというのは、引き続き検討をしてまいる箇所という形で御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（上村和男君） これを書き直さないのなら、私は、地域の人にこれを見せていいんですね。二日市東小学校に私の孫が通学していますから。これを持って行って、こげんげなと言っていいんですね。不可能箇所が8か所もあると、お前たちのところにはと。そこによく通わせてくれるな、学校に。安全確保ができないというところが通学路に8か所あるそうです。そげんなるばい。ここはここら辺りで意味は分かりましたよ。濱崎部長が言ったように、そんなつもりで書いてますと言うなら、そういうふうにし直したほうがいいですよ、ここだけはね。黒いテープをペタッと貼ればいいけん。ここだけしかね。お互いに通じ合うように、ここで本当にちゃんと安全確保をしましょうねという議論をしている、報告を受けているところですから、ここで止まっていればいいわけです。だから、ここは黒いテープをペタッと貼るか、部長が言ったような文言に言い換えて。

○委員（高原良視君） だけん、こういう対応不可能じゃなくして、私は教育委員会にね、地域と一緒にあってね、してくださいと言って、要望出して、やっぱりそこを解消しようという部分の教育委員会として動いてほしいと。そしたら、地域との中でこの部分は解消できるというだけお願いしとったとね。ちゃんと動きよる。

○委員（上村和男君） やりますと。やりますと言わなん。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 重ね重ねすみません。こちらの表の表現箇所については、現時点ではちょっと難しいけど引き続きというような御理解ということで、お許しただけるなら、この表もそういう表記に、また公表する際はそういう形で表記をさせていただきたいと思います。

それと、高原委員がおっしゃってある、やはりどうしても私たち行政だけの力では難しいもの、そういった要望については、親身になって、その場合は、議会を通した陳情であるとか要望であるとか、こういった手法もございますよと、そこまで踏み込んだ対応をしっかりやってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 陳情とか請願というふうに言われたと思うんですけど、朝倉街道駅のことを受けて、今回早めて、前倒しでやったということで、あと朝倉街道付近は

結局どうなったのかというのを伺いたいのと、対応不可能箇所、今書かれてある分についての児童への注意喚起は分かったんですけど、車とかの看板設置等での注意喚起ができないのか、それもできないのか教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、朝倉街道付近への事故に対しての、どういうふうな今対応されているかというところになりますが、まずは、那珂県土整備事務所が、バスセンター側から踏切にかけて、道路のわだち解消のための舗装とか、あと区画線の引き直しなどの路面標示を改善する対策を講じておられます。あとは、細い道を一方通行にできないかとかいうところは、警察が中心となって検討はされておりますが、様々な問題もございますので、それは今検討中というところになっております。

以上でございます。

○副委員長（春口 茜君） 対応中箇所になるんですね。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね。この分については、対応中になる形になりますね、それから言いますと。それと、何かできないか、車は注意喚起とかできないかというところですね。それにつきましても、今後、物理的に幅員が難しいというところであれば、そういうこともできないかどうかも含めて、関係機関と協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

これはずっと終わらないテーマだと思いますので、しっかり進捗状況も報告していただくということを聞いておりますので、今後ともしっかりよろしくお願いいたします。

続きまして、所管事務調査、インクルーシブ教育について、執行部から報告願います。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、次のページをお開きください。インクルーシブ教育についてです。

まず、1番目ということで、文科省が示すインクルーシブ教育とはということで、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が示されております。3点ですね。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対

して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。

2点目として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

3点目としては、小・中学校や特別支援学校等が行う、障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有するとしております。文科省ではですね。

2番目として、本市の特別支援学級在籍児童生徒数及び学級数の推移ですが、過去5年間ということで小中学校、そちらに記載しております。棒グラフが人数、折れ線グラフが学級数になっております。小中学校とも増加傾向でございます。

3番目として、特別支援教育支援員等の配置の状況でございます。過去5年分記載しております。令和6年度に特別支援教育支援員を大幅に増員して、今年度も増員して対応しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　特別支援学級がずっと増え続けている実情があります。教職員が足りていないというのも報告を聞いています。そういう実情をどういうふうにするのかという問題が一つ。もう一つは、今、インクルーシブ教育をどう理解しているかというのを文科省の説明をしてくれました。筑紫野市ではこうやっていると。それと、今言うところの日本のインクルーシブ教育はインクルーシブ教育になっていませんという国際機関からの意見もあります。ですから、私は、特別支援学級がそんなになかった時期から、一つもなかった時期から、先生たちと一緒にというか教育委員会と一緒に学校を回りながら、インクルーシブ教育をどう進めていきたいと思いますかと言って、話し合ったり動いたりした経験を持っていますので、そのときの経験からすると随分違うような景色が見えてしまっているのです、どこが違うのかなと。今と以前、インクルーシブ教育を文科省が提唱しない時期から、筑紫野市はインクルーシブ教育、共生共学を求めて、保護者の意見を聞きながら推進してきた歴史があります。私はそういうことから学ぶ必要があるんじゃないかと、もう1回ね。本当にインクルーシブ教育になっているのかどうかという。人がどう言おうと

もいいから、自分で自分の胸に手を当てて、本当に共生共学になっているかということ自分で胸に手を当てながらみんなで考えるときが来ているんじゃないかと。いろいろは言いませんけども、SDGsに一人も取り残さないでというのがあります。あの中でも、あれを見ただけでも、やっぱり幾らか問題ありそうだなとみんな思うんです。私は、やっぱりそういうことを少し振り返るときが来たんじゃないかと。どこでも、保護者の、あるいは親の願いを聞くことにしていますと言って、教育委員会は、この機関は答えてきたんですよ。それは重要な点だと思いますけど、併せて、自分たちがどういう障がい児教育、あるいはインクルーシブ教育、あるいは人権教育を目指しているのか。教育の基本は人権教育であり、同和教育だと私は以前から思っていました。その信念を持たなくなったのかと。教育委員会の先生の中には、ちゃんとそのことを踏まえた教育長もいました、ずっと。今度、新しい教育長ですから、どういうふうに思われているかと思えますけども、あの教育長もきっとそう思われているお一人だと思うんです。私はそういう意味で、今もう一度、振り返って考えてみるときが来ているんじゃないかと。そういうふうに思うので、所管の課として、何か思うことがあったら言ってください。

これから、いっぱい、今日はもう時間ですからあんまり議論しませんが、あなたの感想を聞いて、あるいは決意を聞いておしまいにしますので。私がしまいにしたらいけないですけど。

○委員長（坂口勝彦君） いや、いいですよ、それは。

○委員（上村和男君） ぜひ大事なときに来ていると。特別支援学級がずっと増え続けて、教職員が足りなくなっていて、そういうところの文科省が言うようなインクルーシブ教育でさえおぼつかないような実情が私は現場にはあるというふうに思っていますので、ぜひ、みんな頑張っているけれどもなかなか大変ですねというところで、1回振り返ってみませんかというふうなことを思うので、教育委員会の所管課としての意見を聞かせてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 上村委員が言われるように、昔に比べて、特別支援学級の学級数も児童数も増えているという現状がございます。筑紫野市だけではなく、全国的な状況ではございます。これにつきましては、専門的な、調査、検査とかが増えてきたというところで、病院からとか、専門的なところから、そういう病名とかも出てきているというところもございます。あと保護者の方も、昔は特別支援学級に行かせるのはどうかと言う方も多かったんですけど、今は、特別支援学級に行かせて、最大限支援を受けたいと

言われている保護者もごさいます。

教育委員会としまして、この特別支援学級が増えていく状況というのは、学級数の不足とか先生不足とかもありますので、どうにかしたいというところはあるんですが、うちとしましては、最終的には保護者の意向に沿って、やはり就学先の決定は今後もしていきたいとは思っておりますので、学級数が今後も増えていくことになると思うんですが、何か対策というところをうちの教育委員会としても講じていきたいなと思っているところでごさいます。

以上でごさいます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） もう1個だけいいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 特別支援学校が義務化された1982年、その頃に車椅子で通っていた熊本の子どもたちが、そこの学校を脱走して出てくるんですよ、嫌だと言って。それが共生教育、地域の学校で共に学ぼうなことを進めていこうということの始まりです。ですから、そういう人たちから見ると、今の親がそれを願っていますとか専門家の手だてが必要ですよとかいう手前に、地域で共に学びたいという、そういう気持ちなんですよ。分けてしまうことに反対ですよというのがあったんですよ。今やっているのは分けてしまうんです。学校の中で分けるんです。そうすると何が起こるかというのは推して知るべしですよ。外野発言が蔓延する理由はそこにあるんですよ。私はちゃんとすべきだと思っていますので、ぜひ今のお話を聞きながら、間違いじゃないけれども、もう一つ付け加えてくれませんか。この共生共学の始まりが、実は、学校に行かなくてよいと言われた人たちが、特別支援学校をつくって、そこへ行けと言われて、行って、そこから車椅子で脱走してきた歴史から始まっているんだよ。そういうことをぜひ振り返っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 上村委員の御意見を参考にしながら今後も進めていきたいと思っております。

以上でごさいます。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時52分

再開 午後 4 時54分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 4 時54分